

米国国務省

スーダン

人権慣行に関する国情報告 – 2006 年

民主主義・人権・労働局発表

2007 年 3 月 6 日

推定人口 4,120 万の共和国、スーダンは、南北間の 22 年にわたる内戦に終止符を打ち、拳国統一暫定政府を設立した 2005 年 1 月の Comprehensive Peace Agreement (CPA) (包括和平協定)により制定された権力分担取り決めに従って統治されている。政府の為政権は、2009 年に計画されている選挙まで続く。拳国統一政府は、北部のイスラム教徒が多数を占めており、独裁的大統領 Omar Hassan al-Bashir およびその側近により支配されている National Congress Party (NCP) (国民議会党)、および Sudan People's Liberation Army (SPLA) (スーダン人民解放軍)の政治部(南部のキリスト教徒および伝統的土着宗教の信者により主導されている) Sudan People's Liberation Movement (SPLM) (スーダン人民解放運動)から構成されている。2000 年、Bashir は再選され、彼の党はすべての主要反对政党によりボイコットされた大欠陥選挙において議会の 360 議席中の 340 議席を獲得した。SPLM は、2005 年 10 月に設立された Southern Sudan 自治政府の与党として機能を果たしている。自治政府は、2005 年 12 月に別の憲法を承認した。南部が独立国となるか否かを決定する国民投票は、2011 年に予定されている。文官当局は、一般的に治安部隊および政府支持民兵の効果的支配を維持している。しかしながら、治安部隊および政府支持民兵の一部が独自に行動する若干の例も見られた。

報告年の間に、この国において激しい人種衝突が数回発生した。5 月 5 日における政府と Sudan Liberation Movement/Army (SLM/A) (スーダン解放運動/軍)の Minni Minawi 派 による Darfur Peace Agreement (DPA) (Darfur 和平協定)の調印にも関わらず、Darfur において衝突が続いた。政府軍、政府支持民兵(janjaweed)と Darfur 反乱グループは、この年の間中、重大な侵害を犯し続けた。南部において CPA の実施に関して緊張と暴力が続き、また、10 月 14 日に反乱 Eastern Front (東部同盟)が政府との和平協定に調印した東部においても同様

であった。チャドと国境を接するこの国の西部においても激しい衝突があったが、その一部は Darfur における衝突の余波であり、一部は Darfur に本拠を置き、チャド大統領 Idriss Deby の支配に反対するチャド反乱軍によるものであった。ウガンダの反乱運動、Lord's Resistance Army (LRA) (神の抵抗軍)がこの年の後半にスーダン南部に侵入し、市民を攻撃・殺害したと言われる。

Darfur 政府軍、janjaweed と Darfur 反乱グループは、この年の間に少なくとも数千人と伝えられる市民の殺害を含む重大な侵害を犯した。政府と janjaweed 民兵は、アフリカ部族の多数の村を完全に破壊し、拷問および女性に対する暴力行為を犯した。Darfur 反乱グループも強姦を犯し、また、機材および供給品を盗むために人道援助車列・施設を攻撃し、人道主義奉仕者を殺傷した。国連によると、2003 年の衝突勃発以降、200,000 人以上が死亡し、200 万の市民が国内難民となり、推定 234,000 人の難民が隣国のチャドに逃げた。アフリカ連合主導の国際監視軍(African Union Mission in Sudan or AMIS) (アフリカ連合スーダン派遣軍すなわち AMIS)の Darfur 駐屯にも関わらず、治安が重大な問題であり、この年の間にさらに悪化し、年度後半に暴力の報告が増加した。

2005 年 1 月の CPA の調印にも関わらず、南部において暴力が間欠的に発生した。Sudanese Armed Forces (SAF) (スーダン国軍)および SPLA と連携する民兵および独立民兵が暴力攻撃に従事し続けた。CPA の実施、特に提携民兵の復員と武装解除を取り決めた安全保障規定の実施の遅延がこれらの暴力事件を助長した。SPLA は、民兵が 1 月 9 日までに SPLA または SAF のいずれかに加わることを要求している CPA 規定に従って、その隊列に南部スーダン防衛軍の Paulino Matiep 派(40 人以上の民兵グループ)のような一部の民兵を首尾よく取り込んだが、他の民兵はどちらの軍に参加することも拒否した。12 月、Malakal において、SPLA の部隊が政府支援民兵の避難した先の SAF の基地を砲撃したときに、SPLA と SAF は CPA に違反して直接戦闘を交えた。この衝突中に数百の市民が負傷し、推定 150 人の市民と両軍の兵士が殺害された。

政府の人権記録は依然として劣悪であり、引き続き政府と janjaweed が関与した Darfur における大量虐殺を含む多数の重大な問題が発生した。人権侵害は以下を含んでいる。自ら

の政府を変更する市民の権利の剥奪/全国における政府軍およびその他の政府支持グループによる法律外およびその他の不法な殺人/治安部隊による拷問、殴打、強姦、その他の残忍、非人間的待遇または処罰/厳しい刑務所状態/反政府容疑者の隔離拘禁、恣意的な逮捕、拘留および長期にわたる裁判前拘禁/行政による司法妨害および正当な法による手続きの否定/未成年者の強制徴兵/人道主義援助の輸送妨害/市民のプライバシー権、言論、報道、集会、結社、宗教、移動の自由の侵害/国内で強制移住させられた人々(IDP)ならびに国内および国際人権・人道主義団体に対する嫌がらせ/女性生殖器切除(FGM)慣行を含む女性に対する暴力と差別/性的暴力および特に Darfur における少年兵の徴募を含む子供の虐待/人身売買/人種的少数派に対する差別および暴力/労働者の権利の否定/Southern Sudan における治安部隊および提携と非提携両民兵による児童労働を含む強制労働。

特にこの年早く、Nuer 種族民兵 White Army を対象とする強制武装解除作戦中に SPLA 隊員が重大な虐待を行い、多数の殺人および数千の市民の移住を引き起こした。SPLA は、少年兵の徴募を続けた。

反政府グループおよび反乱グループも多数の重大な虐待を行った。SLA の分派、Darfur における Justice and Equality Movement (JEM) (正義平等運動)およびその他の反乱グループが殺人、殴打、誘拐、強姦、強盗、財物の破壊、強制徴兵、少年兵の徴募を行った。彼らは、支配下の人々の移動ならびに救援者および救援物資の到達を制限し、非政府組織(NGO)の作業者を誘拐・殺害した。

人権の尊重

第 1 節 以下からの自由を含む個人の完全性の尊重

a. 生命の恣意的または不法な剥奪

特に Darfur における衝突に関連して Darfur の政府およびその工作人員による政治的な動機の殺人の報道があった。多数の裁判なしの殺害の報道もあった。2004 年 9 月に始まったこと

が国務省により突き止められた Darfur における大量虐殺がこの年の間中続いた(第 1.g.節参照)。

警察と軍隊がデモ参加者を殺害した(第 2.b.節参照)。

軍隊の隊員は、軍隊の他の隊員も殺害した。10 月 31 日、Juba の中心部の軽食堂において、最近 SPLA に編入された旧 Murle 民兵がやはり最近 SPLA に編入された仲間の Murle を大手を振って射殺した。証人によると、2 人の別の SPLA 兵がやってきて鬭いに加わった。2 人のうちの 1 人が犠牲者に近づき、2 度目に彼の頭を撃った。

Khartoum における 8 月 30 日の反政府抵抗中の催涙ガス吸入のために少なくとも 1 人が死亡した。

Gezira 州の警察が無断居住者キャンプの家を強制的に破壊し、子供を含む 4 人の死亡をもたらした(第 1.f.節参照)。

Darfur における大規模暴力はこの年の前半には減少したが、この年の後半に著しく増加した。一般的な無法状態および政府軍、政府提携民兵、反乱軍、民兵軍による村落、人道援助作業者と車列に対して続けられる攻撃により不安の程度が高まった(第 1.g.節参照)。

SAF および SPLA 提携民兵ならびに非提携民兵が南部において暴力の使用を継続し、この年の間に数知れないほどの死者をもたらした。

政府軍と提携民兵は、隣国チャドにおける攻撃および殺人に関与した(第 1.g.節参照)。

全国で活動している反乱グループが人道援助作業者の死亡を含む殺人に関与した(第 1.g.節および第 4 節参照)。

伝えられるところによると 1 月から 9 月までの間に南部において地雷のために約 51 人の市

民が死亡したが、一部の消息筋は、国連に実際に報告される死者の比率は低いので、この数字はもっと大きいと考えている(第 1.g.節参照)。政府は、南部における地雷を除去するために国連地雷処理グループと協力した。

この年の間に正体不明の襲撃者が有名な新聞編集者を誘拐・殺害した(第 2.a.節参照)。

この年の間に人種間衝突が死者をもたらした(第 5 節参照)。

Darfur の AMIS 監視部隊は、IDP の死亡に責任がある(第 1.g.節参照)。

b. 行方不明

特に Darfur における反乱支持容疑者の失踪を含む政治的な動機で行方不明に政府が関与しているという疑惑が続いた。

推定 15,000 人の Dinka の女性および子供が主として 1983 年から 1999 年までに誘拐された。年末現在、これらのうち少なくとも 8,000 人が行方不明である。観測筋は、これまでに誘拐された人々の一部は強制労働者として事実上の奴隷に売られたが、一部は軍隊に徴募されたとみている。場合によっては、誘拐犠牲者は逃げたり、最終的に解放されたり、身代金で受け戻されたりした。ある場合には、誘拐犠牲者は殺害された。政府の Committee to Eradicate the Abduction of Women and Children (CEAWC) (女性・児童誘拐根絶委員会)によると、この年に帰ってきた誘拐犠牲者は非常に少ない。政府は誘拐者または強制労働者所有者を特定せず、また、彼らを訴追しなかった。

Darfur の反乱軍は、伝えられたところによると政府職員および人道主義作業者を含む人々を誘拐した(第 1.g.節および第 4 節参照)。

Upper Nile 州東部においても女性と子供の種族間誘拐が断続的に行われているという報道があった(第 5 節参照)。

LRA は、ウガンダで子供を誘拐し、この国の南部に拉致した。LRA は、南部で市民を殺害した(第 5 節参照)。

c. 拷問およびその他の残忍または非人間的な、または品位を落とす待遇または処罰

2005 年 7 月に採択され、以下「暫定憲法」と呼ぶ Interim National Constitution は、このような慣行を禁止しているが、政府の治安部隊は政敵の容疑者およびその他の人々に対する拷問、殴打、嫌がらせを継続した。

2005 年 12 月、Southern Sudan の政府は、慣習法に基づく別の憲法を採択した。これは拷問を禁止している。しかし、SPLA の軍隊は、これらの規定を実際に尊重しなかった。

シャリア(イスラム法)に従って、刑法は、むち打ち、切断、石投げ、「はりつけ」(処刑後の死体をさらしものにする)のような肉体的刑罰を規定している。暫定憲法に基づいて、政府は南部 10 州にシャリア法を免除しているが、伝えられるところによると南部の一部の裁判官は依然としてシャリア法を守っている。北部の裁判所は、特にアルコールの提供について常にむち打ちを宣告した。

2 月、National Intelligence and Security Service (NISS) (国家情報安全部)の係官が Kassala 大学の平穏な学生デモを解散させるために催涙ガスを使用し、棒で学生を殴打した。数人の学生が負傷して病院に収容された。

この年の間に、密輸取締り警察による虐待の報告が数件あった。たとえば、3 月 27 日、エリトリアとの国境付近において、Kassala 州の密輸取締り警察が Hafayer 町の Rashaida 族の数人を襲撃し、彼らの所有物を押収した。3 日後、Hafayer 州の密輸取締り警察が Rashaida の指導者を逮捕し、その家族の面前で激しく殴打した。4 月 23 日、密輸取締り警察は Hafayer 付近で他の男を逮捕し、彼の所有物と金銭を押収し、熱した石炭で彼の両手に火傷を負わせた。その翌日、麻薬取締り警察は Hafayer の商店を家宅搜索し、数点の商品を押収し、

SPLM の地方事務所から出てきた 17 才の少年の足を撃った。

4 月 15 日、政府軍の兵士が West Darfur の Kulbus 付近で 2 人の男と 13 才の少年を逮捕し、"Tora Bora" (Darfur の反逆者の俗語)として告発した。兵士たちは少年を電線と銃の台尻で殴打してから拘留所に連行して 3 日間拘禁した。拘禁中、兵士たちは再び少年を殴打し、水を浴びせ、一晩中立たせ続けた。4 月 25 日、少年は一般拘置所に移送され、翌日、El Geneina の裁判官の命令により釈放された。

6 月 12 日、NISS の係官が Omdurman のイスラム大学の男子学生を拘留し、拷問した。この学生は、授業料未払いのために退学された数人の学生の復学を大学に要求するピラを配っていた。係官らは、キャンパスの部屋にこの学生を連れ込み、目隠しし、天井の不安から逆さ吊りした。係官らは次に学生の肛門にガラス瓶を挿入しようとし、金属の棒で彼を殴り、両手と両脚に電撃を加えた。係官らは、彼が 7,000 ドル(150 万 SDD)を支払う義務を負わせる書類に署名した後に、彼を釈放した。UN Mission in Sudan (UNMIS) (国連スーダン派遣団)は、後に診断書で犠牲者の負傷を確認した。

9 月 7 日、Wau の大学の理事長が大学を学生扇動家から守るために大学に介入しよう SPLA に要請した後、SPLA の兵士が Wau において少なくとも 6 人の大学学生を殴打した。UNMIS の報告によると、学生たちは、何も挑発行為をせず、一部の学生はただこの大学の学生であることを認めただけで、殴打された。9 月 19 日、Western Bahr al Ghazal 州政府は、この大学に 1 年間の閉校を命令し、警察と SPLA に構内からすべての学生を排除するよう指令した。

9 月初め Torit において、SPLA 合同統合部隊の兵士が強姦で逮捕され、監獄から逃亡しようとして撃たれた後に、SPLA と地方警察の間で戦闘が勃発した。SPLA の兵士たちは報復のために警察署を攻撃し、数人の警察官を殴打し、街路で無差別に発砲した。

この年の間に、過去数年の間に市民を拷問または虐待した警察、兵士およびその他の政府職員を法に照らして処断する試みは、ほとんど見られなかった。

2005 年における次の虐待に関与した政府職員に対してなんら措置は講じられなかった。正式告訴なしに 8 カ月間拘留された活動家 Salah Abdelrahman の殴打(1 月)、Mahmoud Abaker Osman および Diggo Abdel Jabbar の拘留と殴打(2 月)、Khartoum 暴動関連で行われた多数の人々の拷問(8 月)、Omudurman のイスラム大学で組合を結成しようとした 9 人の学生のキャンパスにおける拷問(10 月)。

治安部隊がデモ解散実行使中に難民を虐待し、人々を殺傷した(第 2.b.節および第 2.d.節参照)。この 1 年を通じて警察は、エチオピア難民または移住者により占拠された家屋を間欠的に急襲した。信頼すべき報告によると、警察はこれらの手入れ時にときとして難民を殴打し、催涙ガスを使用した(第 2.d.節参照)。

兵士、Popular Defense Force (PDF) (民衆防衛軍)隊員、政府提携民兵、Darfur 反乱グループが女性を強姦した(第 1.g.節参照)。Darfur のすべての年令の IDP を対象とする強姦と性的虐待には明確に記録されたパターンがある(第 1.g.節参照)。

UNMIS は、その軍事要員および軍属の 4 人が南部における子供の性的虐待容疑に関連して出身国に送還されたことを認めた。UNMIS は、その他の 13 人が同様な容疑で取り調べを受けていることを認めた。

Darfur の政府軍および提携民兵が空爆を含む反乱軍に対する攻撃中および市民入植地に対する攻撃中に多数の市民の傷害に関与した(第 1.g.節参照)。

SLA、JEM およびその他の Darfur 反乱グループも Darfur における市民の傷害に関与した(第 1.g.節参照)。

刑務所および拘留所の状態

刑務所の状態は依然として厳しく、かつ、過密である。大部分の刑務所は古く、保守は不

十分であり、洗面所やシャワーのような基本的設備の不足しているところが多い。医療は初期的である。囚人は、通常、食糧を家族または友人に依存している。刑務所係官は、恣意的に囚人との面会を拒否した。伝えられるところによると、高位の政治犯は他の囚人より良い待遇を受けている。

政府は、定常的に拘留中の人々を虐待した。信頼すべき報告によると、治安部隊は被拘留者を隔離状態で監禁し、殴打し、食糧、飲料水、身ごしらえの機会を与えず、冷たい床の上で寝るよう強制した。

未成年者がしばしば成人とともに収容され、ときとして成人収監者から性的虐待を受けた。2005 年 10 月、Juba の警察拘留所において成人収監者が 16 才の少年を強姦した。

政府は、国内人権監視者による刑務所の定期的訪問を認めなかった。2005 年 8 月、政府は国連監視者に自由なアクセスを与えることに同意した。しかし、政府は、5 月 3 日、国連人権高等弁務官による Khartoum North の Khobar 刑務所の NISS 区画の訪問要請を拒否した(第 1.e.節参照)。政府は、この年の間に、International Committee of the Red Cross (ICRC) (国際赤十字委員会)に政府刑務所訪問の機会を与えることを拒否した。

反乱軍により運用されている拘留所は政府により運用されているものと同様であるが、一部はより悪い。6 月 19 日、UNMIS 監視員が Minni Minawi と提携している SLA 部隊(以下では、SLA (Minawi)と呼ぶ)により運用されている Darfur の Thabit の拘留施設を訪問し、16 人の囚人が横になるスペースもない 1 部屋に収容されていることを発見した。軍と民間の被拘留者が混合収容されていた。SLA およびその他の反乱グループは、この年の間に ICRC に一部の囚人との面会を許可した。

d. 恣意的な逮捕または拘留

暫定憲法および法律は、告訴なしの指摘逮捕および拘留を禁止している。しかし、政府は、国家治安法に基づいて恣意的逮捕および拘留を継続した。

警察および治安機構の役割

NISS と内務省の両方ともその支配下に、国内治安に責任を持つ警察のほかに、治安部隊を持っている。警察として、正規警察部隊と民間警察(正規警察より高い給与を受けている並列政府支援部隊)がある。民間警察の効果性は、地方民兵および治安部隊の強さに応じて、異なる。軍隊は、国の内外の安全について責任を負っている。警察の腐敗が問題であり、警察職員は地方の市民から賄賂を強要することにより自分たちの収入を補っている。

LUNMIS によると、Southern Sudan の警察は、地域住民を効果的に保護するための資源を欠いている。West Equatoria 州の Maridi では、警察は、制服、無線、十分な車両、事務機器を持っていない。地方の拘置所は 1 室のみからなり、便所がついていない。警察は、資源の不足を補うために、告訴人の事件を調査する前に告訴人に 3 ドル(5,000 ウガンダ・シリング)の支払を要求した。南部では、ウガンダ・シリング、ケニア・シリング、エチオピア・ビル、米ドルが、すべて、共通通貨として通用する。地方の司法職員の訓練も不十分であり、1 人の裁判官のみ法律の学位を持っている。地方の警察の別の不平は、SPLM の係官が警察業務に定常的に介入し、警察に法的手続きによらずに縁者および友人を釈放させることである。

裁判所はこの年の間に数件の事例において警察官その他の公務員を彼らの行った虐待の廉で訴追したが、刑事免責が依然として重大な問題である。5 月 3 日、Darfur の特別重大刑事裁判所は、2005 年 11 月のその設置以降に付託された唯一の事例に対する判決を行った。この裁判所は、South Darfur においてアラブ民兵の 2005 年 10 月の Tama 攻撃から生じた強盗および戦争犯罪(略奪)容疑に関して、2 人の Military Intelligence (MI) (軍事情報)係官および 1 人の民間人に無罪を言い渡した。しかし、この裁判所は、これらの 3 人を「犯罪共同行為」および窃盗で有罪とし、少なくとも 2 年の収監を宣告した。同日、El Geneina 高等裁判所は、Mornei の警察官を 2005 年における 10 才の少女の強姦について有罪とし、3 年の刑期とむち打ち 100 回を宣告した。

警察官による虐待の他の事案においては、告発した犠牲者が処罰された。たとえば、6月、Omdurmanにおいて南部 IDP の2人の女性(そのうち1人は7カ月の身重であった)が彼らの家から金を盗もうとした警察官に抵抗したために、警察官により激しく殴打された。2人の女性は Thowra 警察署に連行され、そこで再び上位の警察官により殴打された。翌日、これらの女性が裁判所に連行されたとき、1人の女性が虐待を裁判官に訴えた。3人の警察官が虚言と警察侮辱罪で彼女を告訴した。裁判官は警察に有利な判決を下し、名誉棄損の嫌で彼女にむち打ち30回と23ドル(5,000 SDD)の罰金を宣告した。

逮捕と拘留

逮捕に際して令状は要求されない。刑法に基づいて、人を告訴なしで3日間拘留でき、この拘留は治安部長の命令により30日間延長でき、次に地方検事の承認を得てさらに30日間延長できる。刑法に取って代わる国家治安法に基づいて、国家の安全の侵害の嫌疑をかけられた者は、告訴なしで3日間拘留でき、この拘留は治安部長の命令により3日間延長できる。実際には、無期限の拘留が一般的であった。法律は、逮捕時における本人に対する逮捕容疑の通知および不当な遅延のない速やかな司法決定を規定しているが、これらの規定はめったに順守されなかった。

法律は、死刑または終身刑により処罰される犯罪で起訴された者以外に対する保釈を規定しており、機能している保釈制度が存在する。

法律は弁護士との接見を規定しているが、治安部隊は、しばしば、刑事事案被拘留者を含む被疑者を不明の場所に弁護士または家族と連絡させない状態で長期にわたり隔離した。たとえば、8月9日、MI係官は、ビザなしでチャドから国境を越えてきたアメリカのジャーナリスト Paul Salopek と彼の2人の外国人助手を拘留した。当局は、領事に連絡することも弁護士との接見を与えることもなく彼らを9日間隔離状態に置いた。

人々が恣意的に逮捕され、拘留された。一般的に、政府は、起訴または裁判なしで人を釈放する前に数日間拘留した。しかし、特に、認知されている政治的反对者の場合には例外

があった(第 1.e.節参照)。

4 月 4 日、Kassala 州の治安部隊が Beja Congress の数人の党員を容疑なしで逮捕した。伝えられたところによると、これらの党員は 6 カ月後に釈放された。Sudanese Organization Against Torture (SOAT) (スーダン拷問反対組織)の主張によると、4 月の逮捕は、3 月に Beja Congress 党員の大量逮捕で始まった東部数州における Beja Congress に対する弾圧の一環である。

11 月 12 日、民兵と SLA 党員容疑者間の銃撃戦に続いて、警察が West Darfur の Masteri 付近の IDP キャンプに手入れを行った。キャンプ付近でたきぎを集めていた 2 人の Masalit の男性が手入れ中に行方不明になった。3 日後、地元警察本部長は、これらの 2 人が SLA を支援した廉で拘留されたと述べたが、しかし、この容疑を裏づける証拠を持っていないことを認めた。数日後にこれら 2 人が釈放される旨の UNMIS の保証にも関わらず、伝えられるところによると、彼らは年末現在まだ拘留されている。

この年の間に、ジャーナリストが逮捕され、拘留された(第 2.a.節参照)

宗教指導者が逮捕され、殴打された(第 2.c.節参照)。

治安部隊は、しばしば、IDP キャンプの南部女性に狙いをつけた。彼女たちが伝統的な自家醸造アルコールを製造・販売しているからである。このような女性は逮捕され、シャリアに基づいて最高 6 カ月間収監された。一部の女性は、服役した期間に関係なく、罰金を払えるときまで収監され、したがって事実上無期限の刑罰に服している。犯罪に問われた浮浪児は無期限に拘留された(第 5 節参照)。

NGO の構成員および市民社会グループの逮捕と拘留も行われた(第 4 節参照)。

裁判前の恣意的な長期拘留は普通のことであった。大量の被拘留者と裁判官が法廷に現れないというような司法の非効率により裁判の遅れが引き起こされた。

政府は、正当な法の手続きに従うことなく、定常的に自宅軟禁を行った。

e. 公正な公開裁判の否定

暫定憲法および法律は司法の独立を規定しているが、司法は、特に国家に対する犯罪の場合に、大統領または治安部隊に大幅に従属している。

最高裁判所の長官および判事は、司法委員会が推薦し、大統領が任命する。大統領は、憲法裁判所の7人の判事を任命する。ときとして、裁判所は、一定の独立性を示した。たとえば、上訴裁判所は、ときどき、下級裁判所の政治的事案に関する決定、特に治安裁判所の決定を覆した。しかし、裁判所に対する政治的干渉が定常的に発生した。

司法制度は、4種類の裁判所を含んでいる。すなわち、通常裁判所、軍事裁判所、特別裁判所、部族裁判所である。通常裁判所制度内に、民事裁判所、刑事裁判所、上訴裁判所、最高裁判所がある。軍事裁判所は軍人のみを裁いたが、民事裁判所および刑事裁判所と同じ権利は持っていない。Darfurの特別裁判所は、非常事態において国家に対する犯罪を裁くために機能した。このような裁判所は、各 Darfur 首都に1つずつ、3つある。部族裁判所は、農村地域において土地および水の権利および家族問題に関する紛争を解決するために機能を果たした。刑法が犯罪事案に適用され、民事法が大部分の民事事案に適用される。シャリアは、暫定憲法に基づいて、北部では適用されるが、南部では適用されない。しかし、伝えられるところによると南部の一部の裁判官は、シャリアの法手続に従い続けている。Southern Sudan 政府は、慣習法に基づく新しい刑法を10月に採用した。

裁判手続き

暫定憲法と法律は、公正で迅速な裁判を規定している。しかし、これは、しばしば、順守されなかった。通常裁判所の裁判は、名目的には、法的保護の国際基準を満たしている。

裁判は、裁判官の裁量により一般市民に公開される。国家の安全および国家に対する犯罪の場合、裁判は、通常、公開されない。陪審は使用されない。

被告は、通常、代理人を委嘱する権利を持ち、また、裁判所は死刑または無期刑により処罰される犯罪で訴追されている貧窮被告に無料弁護士を付けることを要求される。しかし、報告によると、被告はしばしば弁護士を与えられず、また、弁護士は場合によっては被告に助言できるのみで、法廷で証言できない。

報告によると政府は、ときとして、被告弁護士の出廷を拒否し、または、被告側証人の召喚を許可しなかった。たとえば、2005年5月、上訴裁判所は、弁護士に対し政変を企てた容疑の28被告の代理を禁止し、新しい弁護士を選任するか、または政府の任命した弁護士を受け入れることを被告に命令した裁判官の2004年決定を支持した。その後、さらに43人が起訴された。81人の被告のうち49人が政変を企てた廉で有罪とされ、5年から15年の刑を宣告された。その他の人々は釈放された。しかし、3月13日、Khartoum NorthのBahriの特別裁判所は、証拠不十分により49被告のうち8人に対する起訴を棄却した。この裁判所は、4月26日に、被告人の自白がNISS係官による拷問の下に得られたものであるとして別の10被告を無罪釈放した。

暫定憲法および法律によると、無罪の推定が存在するが、これは実際には尊重されていない。判決が最終的であって上訴権がない軍事裁判の場合を除き、被告は上訴する権利を持つ。

ときとして秘密にされ、即決される軍事裁判は、手続き的保障措置を持たない。たとえば、被告の弁護人は被告に助言できるが法廷で証言できない。証人は、軍事裁判への出廷を許可される。

特別裁判所法は、憲法、有事規制、刑法の一部の節の違反ならびに麻薬犯罪および通貨犯罪を裁く3裁判官特別治安裁判所を設置した。主として文官裁判官から構成される特別裁判所は、大部分の治安関連事案を取り扱った。弁護士はこの法廷で証言できた。弁護士は、

法廷文書閲覧が許される時期がときとして非常に遅く、有効な防御を用意できないとの不平を訴えた。判決は一般的に厳しく、そしてただちに実行された。しかし、死刑判決は、最高裁判所長官および国家元首に付託された。被告は、上訴申立書を最高裁判所長官に提出できた。被告は7日以内に判決に上訴できる。上訴裁判所の判決は最終的である。特別刑事裁判所は、大統領命令により許可されたときに、Darfur で開廷された。

開業を希望する弁護士は、政府の管理する弁護士協会の会員になることを要求された。政府は、政敵とみなす法律専門家会員に対する嫌がらせを継続した。2005年9月、Darfur の治安部隊は、法律扶助に関する会議に出席した Darfur 弁護士協会理事長 Mohamed Addoma と数人の仲間の弁護士を一時拘留した。この年の間、そのような嫌がらせの報告はなかった。

南部において Southern Sudan 政府は、伝統的な長官裁判所、payam (地方)裁判所、郡裁判官、地域裁判官、上訴裁判所からなる司法制度を使用した。裁判所制度は、インフラストラクチャ、通信、財源の欠乏および無力な警察のために多くの地域において機能しなかった。Southern Sudan 政府は、家庭内のことおよび刑事事件を含む大部分の事案に慣習法を適用する伝統的裁判所すなわち「長老裁判所」を認知した。地元の首長が一般的に伝統的裁判所を主宰したが、被告は非慣習裁判所に上訴する権利を持っている。しかし、上訴が行われたという報告はなかった。伝統的裁判所は、いまや、正式に承認され、司法制度に組み込まれている。

行政当局および制度が機能していない南部および Nuba Mountains の一部においては、慣習裁判所以上の効果的な司法手続きは存在しない。信頼すべき報告によると、これらの地域では軍隊が特に民事秩序に対する犯罪について犯罪被疑者を即決で裁判し、処罰した。

政治的な囚人および被拘留者

政治犯の報告はなかった。しかし、政府は、反対政党の党员を含む推定 100 人の政治犯を抑留し続けた。伝えられるところによると治安部隊は、政治的反对者を起訴せずに拘留し、

拷問し、隔離状態に置いた(第 1.c.節参照)。このような人々の拘留は一般的に長く続いた。治安部隊は、しばしば、政治的反对者に嫌がらせを与えるために、彼らを尋問のために召喚し、その日 1 日中尋問することなく留置し、翌日に帰らせるという過程をとときには数週間続けた。

9 月、政府は、砂糖および燃料の価格の政府支援の値上げに対する抵抗を企てた廉で野党 Umma 党の数人の指導者を拘留した。(第 2.b.節参照)。

治安部隊は、Hassan al-Turabi's Popular Congress 党の党員を拘留した。しかし、このような拘留は、これまでの数年より少なかった。

治安部隊は、Darfur における反乱を支持した疑い多数の人々を逮捕した。それらの人々の一部は裁判にかけられ、有罪とされて、特別裁判所で死刑を宣告された(第 1.e.節参照)。たとえば、4 月 19 日、Khartoum North の NISS 係官は、JEM の法律顧問を拘留し、彼の所持物を押収した。その日後刻、係官は彼を NISS 本部に移送し、彼はそこに 5 月 2 日まで留置された。彼は、この日に Khartoum North の Khobar 刑務所の NISS 区画に移送され、立憲体制の転覆、スパイ、公文書の取得の廉で起訴された。裁判官は、後に彼の釈放を命令した。その理由は、政府が起訴する前にあまりにも長く彼を拘留したことであった。しかし、NISS は、彼を別の裁判官に送致した。この裁判官は、彼をさらに 1 週間拘留するよう命令した。彼は、後に釈放された。

5 月の DPA の調印後、政府は、紛争関連の多数の政治的被拘留者の釈放を開始した。スーダンにおける人権情勢に関する国連特別報告者によると、政府は、8 月までに、DPA に従って 23 人を釈放した。

政府は、国際人道主義組織に政治的被拘留者との面会を許可しなかった。5 月 3 日、政府は、Khartoum North の Khobar 刑務所の NISS 区画への人権団体の訪問に関する国連高等弁務官の要請を拒否した。

民事司法手続きおよび救済

人権侵害の損害賠償を求める訴訟のために裁判所を利用する方法は存在した。しかし、独立司法の不在によりそのような訴訟が成功することはありそうもなかった。

財産損害賠償

政府とさまざまな教会との間で没収された教会財産に関する多数の紛争が続いている。財産の損害賠償または補償について下された裁判所命令の報告はなかった。

f. プライバシー、家族、自宅または通信の恣意的侵害

暫定憲法および法律はこのような行為を禁止しているが、政府は実際にこれらの権利を定期的に侵害した。治安部隊は、しばしば、令状なしに夜間捜索を行い、政治犯罪容疑者を標的とした。

Darfur において年間を通じて政府軍および提携民兵が村への砲撃と焼き討ち、財物の略奪、I D P キャンプの襲撃を行った(第 1.g.節参照)。

警察は、しばしば、違法アルコール醸造捜査のために令状なしに IDP 地域に入り、しばしば醸造に無関係の財物を押収した。警察は違法アルコール醸造者を投獄すると脅迫して彼らから金銭を強要した。

たとえば、Khartoum 付近の El Fateh 強制収容所に住む Dinka の女性の 6 月 11 日の報告によると、警察が 5 月に彼女の家に違法アルコールを捜す手入れを行った。警察はアルコールを発見できず、彼女に有り金を全部渡すよう強制した。1 人の警官が後に残り、彼女に性交を要求した。彼女が抵抗すると、警官は「そのうちに」また来ると彼女に告げた。

警察が 10 月に El Fasteh 強制収容所家屋の違法アルコール捜査手入れを続けた。たとえば、

10月26日、警察は1人の男性の家の捜査を行ったが、アルコールを発見できなかった。それでもなお警察は金銭を要求した。UNMISによると、警察はこれらの家宅捜索でアルコールをめったに発見せず、違法アルコール製造の法廷訴追はさらに少なかった。

政府密告者の広いネットワークが、学校、大学、市場、職場、近傍の監視を行った。

いくつかの地域において、政府は地域住民の強制移住または強制退去を企図した。Northern州のSani、Burti Gareb、Kurkoban、Sherri Island付近の遊牧民の苦情申立によると、政府のMerowe Dam Project Implementation Unit (Merowe ダム・プロジェクト実施局)が遊牧民の伝統的放牧地を無補償で接收し、それを外国建設会社に与え、住民にその地域の井戸の使用も禁止した。年末現在、武装警官が遊牧民の土地および水の利用を禁止している。

スーダンにおける人権状況に関する国連特別報告者によると、8月12日現在、Merowe ダム・プロジェクトの結果の洪水のために、2,000人以上の人々がAmri町近郊を主とする地域から退去を強いられた。当局は、住民に対し6日前に住居退去通告を与えた。

8月16日、Gezira州の警察は、住民に移住を強制するためにDar al Salaam無断居住キャンプの家屋の取り壊しを始めた。ブルドーザーが午前4時に現れ、警察が催涙ガスを使用して住民を家屋から追い払った。子供を含む4人が殺された。12,000人のキャンプ全体が24時間以内に完全に破壊された。地方当局と無断居住者により合意される新しい場所への住民の移転を約束した1月の覚書に反して、当局と無断居住者は新しい場所について合意できず、年末前に代わりの場所は与えられていない。

政府は、男性市民の強制的な兵役の一環として市民の兵役への強制徴募を続け、また、政府提携部隊および反乱軍もDarfurにおいて少年兵の徴募・入隊を継続した(第1.g.節参照)。

イスラム教徒の男性は非イスラムと結婚するが、イスラム教徒の女性は、相手の男性がイスラムに改宗しない限り、非イスラム教徒と結婚できない。(第5節参照)。しかし、この禁止は、特に南部において、またはヌバ族の間ではあまねく順守または強行されなかった。

非イスラム教徒は非イスラムの子供のみ養子にできる。このような禁止はイスラム教徒の両親には適用されない。

Southern Sudan 政府は、一般的に、南部においてプライバシー、家族、家庭または通信に干渉しなかった。しかし、南部の民兵、特に South Sudan Independence Movement (南スーダン独立運動)は、高校生の年齢の子供を含む市民の強制徴募を続けた。

g. 内部抗争における過度の暴力の使用およびその他の虐待

Darfur

Darfur におけるすべての勢力が国際人権人道法を侵害した。政府および janjaweed は依然として Darfur における大量虐殺に関与した。

Darfur における抗争は、遊牧牧畜民と定住耕作社会間の地域的緊張と人種的緊張の両方を両政府が無視してきたことに根ざしている。これらの緊張は、資源の乏しさおよび政府の遊牧民兵に対する支援により激化されてきた。この年の間に、政府、アラブ民兵部隊、Darfur 反乱グループは、伝えられるところによると、少なくとも数千人の市民を殺害した。年末までに、Darfur に 200 万人以上の IDP が存在し、そのほかに 234,000 人の市民がチャドに逃げ、そこでは国連難民高等弁務官 (UNHCR) が大規模難民救済活動を調整している。国連によると、2003 年以降、200,000 人以上が暴力および強制移住の結果として死亡した。政府は、市民を威嚇・殺害し、女性を強姦し、地域の焼き討ちと略奪を行う主としてアラブ人遊牧民からなる janjaweed 民兵を支援し続けた。

この年の間に、政府は、家屋、学校および市場を含む民間目標の空爆を続けた。

UNMIS によると、4 月 24 日、政府軍と政府提携民兵が South Darfur の Joghana 町をランドクルーザー、ヘリコプター、改装アントノフ爆撃機で攻撃した。ランドクルーザーの多くは、爆撃機と同様に白く塗装されていたが、消息筋の見方によるとこれは、NGO または国

連の車両を偽装する試みであった。報告によると、この攻撃中に市民が標的にされたが、年末現在、死傷者の数は確認されていない。

North Darfur における市民を標的とする政府の爆撃は、この年の後半を通して続いた。9月6日のヒューマン・ライツ・ウォッチの伝聞した国際監視団の報告によると、8月最終週の攻撃中に政府のアントノフ爆撃機が North Darfur の Hassan 村を攻撃し、1人の女性と7人の子供を殺害した。AMIS の後日の確認によると、Kukul 付近の急襲により 20 人が殺され、1,000 人以上が難民となった。

North Darfur の Tawila 付近の空爆は、9月の最初の2週中に行われた。この空爆による死者は報告されていないが、この攻撃により Tawila 付近の Rwanda 収容所の IDP が 400 人増加し、キャンプの資源事情を著しく圧迫した。UNMIS によると、8月15日から9月15日までの間に、不十分な医療のために 12 人が収容所で死亡した。

12月後半、政府は、North Darfur の Anka 村と Um Rai 村を爆撃した。AMIS の報告によると、この爆撃のために 5 人の市民が死亡した。

この1年を通じて、政府および政府提携民兵は、IDP 収容所、民間施設、住宅を攻撃して、少なくとも数百人の市民を殺害した。

5月20日、馬またはラクダに騎乗し、大部分カーキ色の制服を着用した約 150 人の部隊が South Darfur の Fuguli 村を攻撃した。この攻撃が行われたとき、Fuguli 村は、DPA に調印することを拒否した SLA の Abdel Wahid al-Nur 派(以下、SLA (Abdel Wahid)と呼ぶ)に忠誠を尽くす Fur 部族民により支配されていた。武装集団は村を無差別に砲撃し、家畜を殺し、家々から略奪した。SLA (Abdel Wahid)軍はただちに応酬したが、機関銃を搭載した2台の車両を含む政府軍増援部隊に圧倒された。UNMIS の報告によると、この攻撃で 13 人の市民が殺された。

6月11日、中央予備警察の5人の警察官が South Darfur Nyala の中央市場で2人の男性を

逮捕し、SLA を支援した容疑をかけた。これらの警察官は、犠牲者をライフル銃の台尻で殴り、むち打ちを加えた。これらの人々は、後に立憲政体の破壊および国家に対する戦争行為の嫌で起訴された。この事案の状況は、年末現在不明のままである。

7 月、政府は、DPA を拒絶する反乱グループの連合、National Redemption Front (NRF) (国民救済戦線)による地域住民に対する攻撃に対応して、NRF に対する大規模攻撃を開始した。政府は、NRF を支援していると思われる地域住民も攻撃し、多数の人々の殺害に関与した。

8 月 28 日から 31 日にかけて、Habania 部族および Fellata 部族の数百の制服着用武装民兵が South Darfur の Buram 近くの 47 カ村を攻撃し、この地域の住民約 1,000 人が逃亡した。少なくとも 38 人が殺され、23 人が負傷したが、この攻撃の間に数百人の市民が殺害されたという未確認の報告もある。

10 月 9 日、9 人の政府軍兵士が El Fasher 市の中央マーケットの小売店主を激しく殴打し、さらに隣接の数人の小売店主の殴打を続けた。兵士等は犠牲者を「奴隷」と呼び、店から数台の携帯電話を盗んだ。10 月 12 日に他の兵士たちがマーケットに舞い戻り、他の小売店主を殴打し、店から略奪した。10 月 13 日、兵士たちは、支払を回る紛争の後にマーケットの肉屋を 4 回撃った。警察は軍隊により行われた犯罪に対する管轄権を持っていないと地元の警察は後に店主たちに告げた。

10 月 29 日、緑色の制服を着用した数百人の武装民兵が West Darfur の Jebel Moon 付近の数カ村と Aro Sharow IDP 収容所を攻撃した。大部分 10 才以下の 26 人の子供を含む少なくとも 50 人の市民が殺害された。UJNMIS の得た生存者の報告によると、襲撃者は 1 つの村の住民に対し「われわれはお前たちを撲滅するためにやってきた」と宣言し、「出てゆけ、奴隷ども!」と叫んだ。1 人の少年は命乞いして、「もうあの少年を殺したのだから、ぼくは見逃してください」と襲撃者に言った。襲撃者は、「お前を見逃したら、お前は大人になる。おれは、お前を見逃さない。」と言った。続いて彼は少年を撃った。この地域の 7,000 人もの人々が暴力により難民となり、国境を越えてチャドに逃げ込んだ。

11 月、North Darfur の Birmaza における政府軍、janjaweed、反乱グループ間の暴力により 20 人以上の市民が殺害され、人数不詳の人々が難民となり、また、6 棟の国連世界食糧計画の倉庫が破壊された。

12 月 1 日から 2 日にかけて、武装集団が North Darfur の Abu Sakin 村を攻撃し、少なくとも 11 人を殺害し、人数不詳の人々を難民化した。12 月 23 日、この村を訪問した国連評価派遣団は、村が略奪されて荒廃していること、50 軒以上の家屋が焼き払われたことを確認した。

12 月 9 日、janjaweed が El Fasher の中央マーケットにおいて小売店主を射殺した。この後、North Darfur 州知事および州政府の数人の長官が状況を評価するためにマーケットを訪問しようとしたが、janjaweed がかれらの車列に発砲し、1 人を殺害し、少なくとも 8 人を傷つけた。

12 月 10 日、抵抗者が West Darfur の El Geneina AMIS キャンプを取り囲み、AMIS の部隊が彼らを保護しないことに抗議した。AMIS によると、数人の抵抗者がキャンプに向けて発砲し、構内に侵入しようとした。AMIS の部隊は群衆に発砲により応酬し、2 人の抵抗者を殺し、1 人を傷つけた。

国連の Darfur 調査国際委員会の 2005 年報告は、「Darfur において janjaweed および政府軍兵士により行われた強姦およびその他の種類の性的暴力は広範かつ組織的であった」と述べている。この傾向は、この年の間も継続した。犠牲者の大部分は、IDP 収容所に住んでいる女性と少女であり、たきぎ、水または食糧を集めるために収容所から出たときに強姦された。女性たちは、政府軍兵士あるいは反乱軍兵士の犯人を「制服の男」と表現する場合が多い。強姦の犠牲者はほとんど常に殴られ、殺すと脅かされ、暴行中に人種的な罵りを受けた。襲撃者が犠牲者を殺害した場合もあった。

たとえば、UNMIS によると、West Darfur の 4 カ村に対する 1 月の攻撃で武装民兵が 5 人の子供を含む 25 人を強姦した。犠牲者の一部は輪姦された。

4月16日、3人のアラブ民兵が Ardamata 収容所の8人のIDP女性に近づいた。彼女たちのうちの2人は赤子を抱いていた。UNMISによると、民兵の1人が赤子の男児は殺すと脅かし、自分に赤子の性別を確かめさせるよう母親に要求した。母親たちが拒否すると、民兵は彼女たちを殴った。1人の女性は Adamata IDP 収容所の警察に苦情を申告しようとしたが、拒否された。もう一人の女性は、警察に報告を提出することを拒否した。「警察は何もしない」からである。

7月24日、一部は軍服を着用した25人の武装グループが South Darfur、Nyala 郊外の Kalma 収容所付近でたきぎを集めていた17人のFurのIDP女性を襲った。男たちは女性たちをライフル銃で殴ってから強姦した。一番若い女性は19才、最年長は42才だった。

国連によると、7月半ばから8月半ばにかけて South Darfur、Nyala 郊外の Kalma 収容所の120人ないし300人のIDP女性が強姦された。

当局、特に警察は、しばしば、強姦犠牲者の司法制度利用を妨害した(第5節参照)。たとえば、アラブ民兵が1月20日に West Darfur において Krenek 村を襲撃した後、地元の族長が襲撃者により36人の女性が強姦されたと警察に訴え出た。警察はこれにこたえて4人の女性を診察のために診療所に連行し、彼女たちを10時間にわたって尋問した。当局は、族長と女性たちを虚偽の情報を提供した罪で告発した。地方予審裁判所は、5月27日に族長に対する告発は却下したが、女性たちに対する告発は El Geneina の検察官に付託した。検察官は、後にこの告発について何も知らないと UNMIS に述べた。

8月8日、4人の民間人と1人の軍の将校が South Darfur で13才の少女を強姦した。3人の民間人被告は自白したが、4人目は無罪を主張した。軍将校は彼女を強姦すると脅かし、また、他被告を助けたのみであると主張した。Nyala の検事が軍当局にこの将校を民間法廷で訴追する許可を求めたが、軍当局はこの年末までにこの要求に回答しなかった。UNMISによると、当局は、この将校以外の被告の訴追を容易にするために将校に対する告発を取り下げること検討している。

2005 年の強姦事案、すなわち、West Darfur 州において 2 月に発生した 3 人の政府支持武装民兵による 2 人の姉妹の強姦、同月に 2 人の未成年女性が政府支持民兵により強姦された事案に対して何も措置は講じられなかった。

この年の間に、政府は、Darfur における女性に対する暴力を阻止するささやかな措置をとり続けた。政府は、強姦犠牲者の適切な措置を詳述した医師向け医療小冊子を印刷した。政府は、South Darfur に 30 人の女性警察官を配置することも約束した(第 5 節参照)。しかし、強姦犠牲者に対する警察の嫌がらせと脅迫、強姦疑惑の捜査に着手しないこと、Darfur における警察における相変わらずの刑事免責を含む重大な問題が残っている。

この年の間に Darfur において強姦の訴追が 1 件成功した。9 月 5 日、Kabkabiya の裁判所は政府軍兵士に対し 11 才の少女を強姦した罪で有罪とし、5 年の刑期と 100 回のむち打ちを宣告した。

SLA (Minawi)、SLA (Abdel Wahid)、JEM およびその他のグループを含む Darfur における反乱グループもこの年の間に市民の殺害、殴打および強姦を含む多数の侵害を犯した。

4 月 21 日、SLA (Minawi)の Zaghawa 支持者と思われる武装グループが North Darfur、Shangil Tobayi 付近の B i r g i t の農夫を激しく殴打した。被害男性はこの負傷のためにその日に死亡した。同じ日に、SLA (Minawi)の兵士と思われる 50 人の武装グループが近隣地区の道路バリケードで 55 才の Fur の商人を撃ち、かつ、殴りつけた。翌日、彼らは農夫の死亡をその家族に知らせるために彼を釈放した。

AMIS によると、7 月 6 日、SLA (Minawi)軍が North Darfur、Brka の地域社会指導者を殺害したが、その理由は彼が SLA 派の敵に与していたからであると伝えられた。

7 月 7 日、SLA (Minawi)軍が SLA (Abdel Wahid)に与していると伝えられている North Darfur、Birmazaa 近傍の数カ村を攻撃し、3 人の市民を殺害した。

4月27日、SLA (Minawi)派と連携しているとされている SLA の兵士が El Fasher と Nyala 間の路上で Mamad の小売店主に兵役服務中に政府のためにスパイを行ったという疑いをかけて拘束した。小売店主は、スパイを白状するまで棒とライフル銃の台尻で繰り返し殴打された。

9月3日、SLA (Minawi)を思われる 60 人の武装した男たちがラクダと馬に乗って現れ、South Darfur の Gereida 付近で野草を採集していた 4 人の Masalit の IDP 女性を取り囲んだ。男たちは彼女らを殴り、彼女たちの口バを盗み、次に衣服を脱ぐよう強制した。UNMIS によると、各女性は次に数人の男により強姦された。2 人の女性は、妊娠してかなり経過した段階にあった。

9月29日、緑色の制服を着用した 2 人の民兵が Kabkabiya 付近で自分の畑で働いていた Fur の女性を誘拐し、彼女をプラスチックの袋に包んでラクダに縛り付けた。1 時間後、2 人は停まり、彼女をラクダから降ろし、順番に彼女を強姦した。彼女たちは、警察への事件届け出を拒否した。

2005 年に政府により行われた「人道主義モラトリアム」すなわち、ビザの発給および人道主義組織による物品の輸入に対する制限の撤廃の発表にも関わらず、政府は Darfur における人道主義者の活動に対する制限を継続した。一部の例では、政府は人道主義援助作業者に対する入国ビザの発給を数ヶ月見合わせ続けた。出国ビザの発給もしばしば 2 週間以上かかり、人道主義計画の遅延と混乱をもたらした。

政府の Humanitarian Aid Commission (HAC) (人道主義援助委員会)は、引き続き、NGO に対し、NGO が 5 者選択委員会を使用し、かつ、HAC 担当官を臨席させない限り、職員の面接または選択を差し控えるよう要求し、このために Darfur における新しい職員の雇用が著しく遅延した。

政府は、相変わらず、人道主義作業者に対する嫌がらせを行い、事前に通知されない種々

の恣意的な規則および要求条件に基づいて人道主義作業者を拘留した。9 月、政府は、米
国市民の移動を Khartoum の Republican Palace から半径 25 マイル以内に制限する新しい旅
行制限を発表した。政府は、11 月 30 日に、この制限を撤廃した(第 2.d.節参照)。

反乱軍は、人道主義援助出荷を含む路上の通商を攻撃し、商品、車両、政府職員および人
道主義援助作業者を含む人間を拿捕した。

反乱軍および山賊は Darfur 地区への人道主義援助の流れも妨害し、死傷をもたらした人道
主義作業者に対する攻撃にも関与した。6 月から 7 月にかけて、4 人の現地人道主義援助作
業者が殺害され、1 人が誘拐された後に遺体で発見された。

12 月 18 日、SLA (Minawi)軍が North Darfur の Gerida の 3 個所の人道主義複合施設を攻撃
した。この部隊は数人の国際および国内人道主義作業者を襲撃し、12 台の車両を盗んだ。
この攻撃により、128,000 人の IDP を収容している Darfur 最大の IDP 収容所の所在地の
Gereida で活動している人道主義組織の大部分が不安のために撤退した。年末現在、撤退し
た人道主義組織のいずれも復帰していない。

政府が攻撃民兵を訴追したか、またはその他の方法で処罰したという報告も、市民の犠牲
者を攻撃から保護するために取り組んだという報告もなかった。政府軍は、全国で政府支
援民兵に兵站輸送援助、武器、弾薬を提供した。

児童兵士の徴募は、この国における重大な問題である(第 5 節参照)。8 月 17 日、国連は、
スーダン武力紛争における児童に関する総長報告を提出した。この報告は、SAF、SPLA お
よび White Army による児童兵士の徴募に言及している。国連報告は、Darfur における SLA
(Minawi)および janjaweed による児童兵士の徴募に言及している。国連児童基金(UNICEF)
は、児童兵士の使用に関する法律および危険の意識の向上に尽くした。この意識向上運動
の結果として、Darfur において 500 人以上の児童兵士が解放された。これらの児童のうち
の 200 人以上が UNICEF 学園に通学した。

Southern Sudan

この年の間に、SAF、SPLA およびその他の武装グループが多数の市民の殺害に関与した。児童兵士の徴募および市民の強制移住も問題である。

3 月から 4 月にかけて、Southern Sudan 政府後援・CPA 義務の武装解除・復員・社会復帰の広範な計画の一環として White Army を武装解除する SPLA の試みにより、対立当事者間に武装衝突が発生し、99 人の市民が虐殺された。国際監視団および人道主義機関は、SPLA に対し強制的武装解除計画を放棄し、他の武装グループを統合する協議的な方法を進めるよう繰り返し呼びかけた。

11 月、Northern Bahr el Ghazl 州における SAF 支持民兵と SPLA 支持民兵間の 11 月の戦闘の結果、4,500 人が難民となった。

11 月 28 日から 30 日にかけて、SAF、SAF 連携民兵および SPLA は、Southern Sudan の Upper Nile 州 Malakal 町において激しい戦闘を行い、300 人以上の市民が負傷し、この町の広い範囲にわたり略奪が横行した。11 月中に、この戦いのために 150 人が Malakal で死亡したと伝えられた。

南部に新しい地雷が布設されたという未確認報告があった。

第 2 節 以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

暫定憲法は、思想、表現および報道の自由を「法律の定めに従って」規定している。しかし、政府は、実際には、これらの権利を厳しく制限した。2005 年 7 月における非常事態法の撤廃にも関わらず、政府は、印刷物および放送マスメディアの検閲を継続した。ジャーナリストも自己検閲を行った。

主として都会地域に多数の日刊紙が存在し、幾分相異なる政治的意見を反映している。数紙は、政府の政策に批判的であり、国際報道機関の記事のリプリントも行っている。正式に政府により管理されているアラビア語の 1 紙と英語の 1 紙があるが、その他の新聞も情報機関により規制されている。この年の間、多数の独立刊行物が徹底的な監視下に置かれ、脅迫、中断あるいは編集者の逮捕を経験した。英語による報道機関は偏見を訴え、すべての正式認可ジャーナリストに要求されるアラビア語の試験が英語の試験よりはるかに難しいと述べた。したがって多くの英語圏ジャーナリストは記事を書けないか、または非公式に書かなければならなかった。たとえば、Khartoum Monitor は、英語を話す正式に認可されていない記者が英語を書けないアラビア語を話す正式認可同僚により書かれた記事を翻訳できるようにアラビア語と英語の両方を話すジャーナリストの両方を雇っている。

政府は、ラジオおよびテレビを直接管理し、ラジオとテレビが政府の政策を反映するように要求した。ニュースが公式見解を反映することを保証するために、テレビ局には軍の検閲官が常駐している。この国では、いくつかの外国ラジオ放送を聴取できる。2004 年に Khartoum で音楽の放送を開始した民間 FM ラジオ局が引き続き運用された。政府の免許要件および衛星アンテナの高い価格にも関わらず、市民は、外国電子マスメディアを利用した。政府は、外国ラジオ局の信号の妨害電波を発射しなかった。国内および衛星テレビ・サービスのほか、検閲されていない外国ニュースおよびその他の番組を直接再放送する有料ケーブル・テレビ・ネットワークがある。

国際マスメディアは、自由な活動を許可されていない。たとえば、一部の外国ジャーナリストは Darfur 訪問を許可されたが、他のジャーナリストはビザの発給を拒否された。数人の外国ジャーナリストと写真記者がスラム街の撮影のため、あるいは無許可の撮影のために拘留された。大部分の記者は速やかに釈放されたが、一部の記者は、より重大な犯罪の嫌で訴追された。8 月 14 日、North Darfur の特別裁判所は、チャドからビザなしで入国した外国人ジャーナリスト兼人権活動家 Tomo Kriznar をスパイの嫌で有罪とした。この裁判所は Kriznar に 2 年の刑を宣告したが、大統領は彼を赦免し、9 月 2 日に彼の国外追放を命令した。8 月 26 日、チャドからビザなしで入国したアメリカのジャーナリスト Paul Salopek

と 2 人の補助者が North Darfur の El Fasher においてスパイ、虚偽のニュースの公表、公文書入手の廉で告訴された。North Darfur の特別裁判所は、9 月 9 日、この告訴を棄却し、この 3 人に即時国外退去を命令した。9 月 7 日、NISS の係官が Khartoum のホテルの前で 3 人の外国人ジャーナリストを攻撃した。これらのジャーナリストは、この日早く、反政府抵抗を行った。これらのジャーナリストの 1 人は重い傷を負わされ、治療を受けるために出国しなければならなかった

政府の治安部隊も、しばしば、国内ジャーナリストに対して嫌がらせ、脅迫、逮捕を行った。

4 月 13 日、抵抗運動中の J u b a 大学の学生を殴打した警察を非難する記事を新聞に載せた Khartoum Monitor の編集者が逮捕された。(第 1.c.節参照)。かれは翌日に釈放された。

6 月 17 日、NISS は、Al Sudani の編集者を召喚し、国家治安部隊による大学生の拷問疑惑に関してこの新聞に記載された記事について彼を尋問した。この編集者は 2 日後に再度喚問され、虚偽の記事の公表および編集者としての義務違反の廉で正式に起訴された。彼は後に保釈された。

11 月 22 日独立系日刊紙 Al-Sahafa の記者が拘留され、起訴されることなく 12 日間隔離された。

Southern Sudan 政府がこの年の間に報道機関を検閲したという報告はなかった。しかし、南部の数多くの州政府が報道機関に干渉したという信頼すべき報告があった。 Bahr al-Jebel 州の政府は、7 月、視聴者参加番組中の電話発呼者の政府に対する批判意見続発後にラジオ局 Liberty FM を閉鎖した。州政府当局者は、この放送局は免許なしで運用したために閉鎖されたと主張した。しかし、この放送局は、Southern Sudan 政府から正式の免許を受けていた。11 月、やはり Bahr al Jebel 州において、武装兵のグループが Juba Post の事務所に突入し、州知事に関してへつらわない記述の記事が納得できないと主張して全社員を数時間拘束した。この状況は、この記事が Nairobi で公刊されている無関係の新聞 S

outhern Eye には実際に掲載されたが、Juba Post には出なかったことを兵士たちが発見して解決した。

この年の間に 1 人のジャーナリストが殺害された。9 月 5 日、覆面の襲撃者 Al Wafaq の編集長 Mohamed Taha Mohamed Ahmed を Khartoum の彼の自宅から誘拐した。翌日、市の南で首を切られた彼の死体が発見された。編集長は予言者モハメッドの血筋に関する記事を再発行したために、2005 年 5 月に刑事責任を追及され、裁判所が Al Wafaq に対し 3 カ月の発行停止を命令していた。編集長の殺人後、Khartoum の裁判所は新聞にこの犯罪捜査に関する報道を禁止した。9 月 25 日、警察は、この殺人に関して 16 人の容疑者を逮捕したが、氏名を発表しなかった。

国境なき記者団によると、政府は、9 月、アラビア語 7 紙に対し「ジャーナリストの保護の範囲外」の一定の記事を印刷しないよう命令したが、しかし検閲された記事の多くは、編集長の殺害の調査と関連していなかった。当局は、Al Sudani n の 9 月 9 日版の全部を印刷直後に押収し、その記事が「捜査を妨害するおそれがある」と述べた。警察は、Al Rai Al Aam のジャーナリストを 16 日間拘留したが、それはこの捜査に関連していると伝えられた。

政府は、特に、Darfur における政府の行動および政策を批判するニュース報道について全国報道審議会および治安部隊を通じて規制を行った。全国報道審議会は、報道法を適用し、新聞に免許を与え、報道政策を設定し、不満に対応した。不満があった場合、審議会は新聞に警告するかまたは無期限に停止させることおよびジャーナリストを 2 週間以下の停職に処することができる。審議会は 21 人の委員から構成される。そのうちの 7 人は大統領により選ばれ、5 人は全国アカデミーから選ばれ、7 人はジャーナリスト同盟からジャーナリストにより直接選挙され、2 人はジャーナリスト同盟(政府により支配されていると消息筋により考えられている)の指導者により選ばれる。

インターネットの自由

政府はインターネット通信を監視し、NISS は一般市民間の e メール通信を査読した。公衆道徳に反すると見なされた一部のウェブサイトがほとんどのプロキシ・サーバと同様に全国電気通信会社により閉塞されたが、一般的にニュースおよび情報のウェブサイトに対するアクセスは制限されなかった。インターネット・アクセスは都市地域において一般的に利用可能であり、広く利用されたが、都市以外ではインフラの不足のために制限された。

学問の自由および文化的イベント

政府は、学問の自由を制限した。政府は、公立大学の運営を受け持つ副総長を任命した。政府は、カリキュラムも決定した。多数の教授が政府に反対する講義および著述を行ったが、彼らは自己検閲を行った。私立大学は政府の直接支配を受けなかった。しかし、一部の例では、教授はやはり自己検閲を行った。しかしながら亡命していた多数の大学教授が帰国した。

2 月 11 日、Khartoum の Juba 大学のメイン・キャンパスにおいて学生が大学の Juba 復帰の進展不足に抗議して暴動を起こした。学生たちは、学生同盟を再建する権利も要求した。警察が数人の学生を逮捕した。NISS による学生の拷問も伝えられた。3 月後半の 2 回目の抵抗後、高等教育・科学研究相がメイン・キャンパスを閉鎖した。この大学は、年末現在、再開していない。

この年の間に治安部隊が学生を拷問した(第 1.c.節参照)。政府は、大学学生グループの嫌がらせを続けた。政府は学生同盟のファイルを没収し、コンピュータを破壊し、同盟学生を逮捕・拘留した(第 2.b.節参照)。9 月、Western Bahr al Ghazal 州の知事が学生騒乱に対応して大学を閉鎖した(第 1.c.節参照)。

政府は、しばしば、映画、特に西側から輸入された映画を公衆道徳に反するものと考えられるか否か検閲した。

b. 平和的集会および結社の自由

集会の自由

暫定憲法および法律は集会の自由を規定しているが、政府は実際にはこの権利を厳しく制限した。政府は、この国におけるすべての大会および公衆のデモを正式に禁止したが、これは必ずしも施行されなかった。当局は、一般的に政府支援の集会を許可したが、政治的志向を持つと政府が受け取る集会を妨害した。

反対政党、特に Ansar (Umma 党)および Khatimiya (民主統一党)と関係を持つイスラム教団が引き続き大規模大衆集会の開催を許可されなかった。政府の治安要員がときに反対政党の集会に乗り込み、また、政治集会後に参加者を尋問のために治安本部に召喚した。

治安部隊は、未許可デモを解散させるために殴打、催涙ガス、実弾の発射を含む過度の暴力を使用した。たとえば、UNMIS によると、5 月 8 日に SLA (Abdel Wahid)および JEM と提携している 600 人から 700 人の Khartoum 大学の学生が DPA の調印に抗議した。警察は、これに反応して催涙ガスを発射し、警棒で学生を殴打し、17 人を傷つけ、平穏擾乱および公的不法行為の嫌で 10 人を逮捕した。これらの嫌疑は、後に証拠不十分で棄却された。

5 月 13 日、機動隊として機能する中央予備警察が Kass 収容所の約 1,000 人の IDP のデモに発砲し、22 才の男性を殺害した。デモ隊は、抵抗者の中にいた軍の情報将校をリンチすることにより応酬した。負傷者は病院に搬送されたが、警察は病院で数人の負傷者に発砲し、少なくとも 1 人の抵抗者を殺害した。

8 月 30 日、砂糖と燃料の値上げに抗議していくつかの反対政党、労働組合、市民社会グループにより組織された Khartoum における平穏なデモを警察と NISS の要員が暴力により解散させた。警察は催涙ガスを噴霧し、女性と老人を含む多数の抵抗者を殴打した。催涙ガス吸飲のために少なくとも 1 人が死亡した。警察は、少なくとも 80 人のデモ参加者を逮捕した。信頼すべき報告によると、逮捕された人々は年末までに釈放された。

抵抗の結果として、政府は数人の野党指導者を拘留したが、大部分は起訴されずに速やかに釈放された。

当局は、過度の暴力を使用した治安部隊に対して何ら措置を講じなかった。

結社の自由

暫定憲法および法律は結社の自由を規定しているが、政府は実際にはこの権利を厳しく制限した。正式に登録した 20 政党が存在するが、法律は、政府に反対する武装勢力に連携している在来の政党を事実上禁止している。政党法はこれまで禁止されていた一部の政党の活動再開を許可しているが、これらの政党は選挙に参加することを書面で登録官に通知するよう要求された。観測筋は、政府は専門職協会を支配していると考えている。

政府は、相変わらず外国の団体または大使館と話し合いを持つ政党の指導者に嫌がらせを加えた。

c. 宗教の自由

暫定憲法および法律は、全国における礼拝の自由を規定している。しかし、政府は、非イスラム教、非アラブ・イスラム、与党と連携しない種族または派閥に制限を課し続けた。当初、イスラム化を目標として権力を掌握した NCP はイスラム教を国教として扱い、イスラム教がこの国の法律、制度および政策を鼓舞しなければならないと宣言した。政府は一般的に非イスラム教徒に対し承認された礼拝場所で自由に礼拝することを許可しているが、北部の当局は依然としてキリスト教徒の活動を制限した。政府は、年末現在、CPA により要求されている Khartoum 州における非イスラム教徒の権利の保護のための委員会まだ正式に設立していない。

Southern Sudan の憲法も南スーダン 10 州における礼拝の自由を規定し、Southern Sudan 政府は一般的に自らの選択した宗教を実践する南部の人々の権利を尊重した。

宗教団体および教会は、非宗教団体の受けるものと同じ制限を受けた。法律は宗教団体に対し認知を受けるため、または合法的に集会するために登録することを要求しているが、伝えられるところによると登録はもはや必要でなく、カトリック教会を含む教会は登録を拒否した。

治安部隊が人々に対し宗教的信仰および活動を理由として嫌がらせを行い、ときとして暴力を加えると脅かした。嫌がらせが宗教的理由と政治的理由のいずれによるものであるか不明であった。

9月8日、MIの将校がWest DarfurのEl GeneinaにおいてIDPにとっての経済的機会の欠如およびDarfurにおける国連平和維持軍の展開について説教したAl Medina Al Munawwaraモスクの導師を逮捕した。この導師は、政府が国連部隊に対する抵抗を組織していることも批判した。彼は起訴されずに釈放されたが、宗教指導・基金相の係官が数日後に彼を訪問し、今後は議論の多い問題について説教しないよう要請した。

12月31日、Khartoumの警察が大晦日の祈祷が行われていたKhartoumのAll Saints' Episcopal Cathedralを急襲し、信徒団に催涙ガスを発射した。6人の礼拝者が負傷したが、そのうちの1人は重傷であった。

礼拝堂の利用および建設は政府の承認を必要とする。モスク建設の申請は一般的に実際に与えられたが、教会建設の申請はより困難であった。スーダン宗教間協議会によると政府はこの年の間に新しい教会の建設について2件の許可を発行したが、教会の職員は許可を受けていないと報告した。その代わりに、所有者が教会用でなく個人用として土地を登録して行う小規模教会の建設が続いた。

1月、Upper Nile州政府は、公衆の迷惑になるとしてMalakalおよびNasirのモスクにおいて祈りを呼びかけるためのラウドスピーカーの使用を禁止した。Upper Nile州の財務省は、南部における在来の銀行制度の設置に関するCPAの規定を引用してMalakalのイスラム銀

行を閉鎖した。

法律は非イスラム教徒のイスラム教への改宗を許可しているが、イスラム教徒による改宗は死刑により処罰される。実際に、当局は、ときとして改宗者に厳しい調査、村八分、脅迫を加え、または、この国から去るよう促した。しかし、改宗者が死刑により処罰されたという報告はなかった。

5 月、キリスト教への改宗を望むイスラム教徒女性と面会した Episcopal の司祭およびカトリックの司祭を含む 4 人のキリスト教指導者が逮捕されたという報告があった。これらの 4 人の指導者は、すべて、2 日間弁護士との接見を拒否された。3 人は、釈放される前に NISS の係官により殴打された。この女性は、背教の嫌で起訴されなかった。

一部の非イスラム教徒は、就職または職の維持、昇進および仕事の進展、またはその他の社会的サービスまたは給付のためにイスラム教に改宗したが、この年の間に強制改宗の証言はなかった。

非イスラム教徒を含む PDF 訓練生にイスラム教の信仰が吹き込まれた。刑務所および未成年者拘留施設において、政府職員および政府支持イスラム NGO が非イスラム受刑者に改宗するよう圧力をかけ、また、早期釈放のような誘因を提供した。伝えられるところによると、政府の管理している IDP 収容所において一部の人々がイスラム教に改宗するよう圧力をかけられた。浮浪児収容所において非イスラム教徒を含む児童がコーランを学ぶよう要求され、また、非イスラム教徒の児童にイスラム教に改宗するよう圧力がかけられた。

この国へのすべての訪問者と同様に、司祭および教師を含むキリスト教従事者は、ビザの取得に長期の遅延を経験した。

キリスト教徒団体により運営されている私立学校を含む北部のすべての学校が幼稚園から大学まで、州の要求するカリキュラムに基づいてイスラム教育授業を行うよう要求された。一部の公立学校は非イスラム教徒にイスラム教教育授業を免除したが、他の学校は免除し

なかった。

遺棄された子供または両親の分からない子供は、推定される宗教的出自に関係なく、すくなくとも北部においては、イスラム教徒とみなされた。キリスト教徒の家族は、一般的にキリスト教徒の子供のみ養子にすることを許可された。

南部においては、キリスト教徒、イスラム教徒、伝統的土着信仰の信奉者は一般的に自由に崇拝している。しかし、この地域のイスラム教住民の多くは、長年にわたって、この地から立ち去ってきた。Southern Sudan の政府は公式的には世俗政治に好意を示しているが、キリスト教徒が官僚制度を支配している。地方政府当局は、しばしば地方のキリスト教宗教当局と密接な関係を持っている。

社会的虐待および差別

一部の非イスラム教実業家は、政府契約および営業免許の付与におけるせせこましい嫌がらせと差別に不満を持っている。キリスト教徒は、自分たちの子供が学校で受けた圧迫について報告した。教師およびマスメディアは、非イスラム教徒を無信仰の者として特徴づけた。一部のイスラム教徒が医療の利用のような一定の政府サービスおよびイスラム教徒と非イスラム教徒の対立する訴訟において優先的待遇を受けているという報告もある。しかし、非アラブのイスラム教徒および与党と連携していない種族および派閥のイスラム教徒(たとえば Darfur および Nuba Mountains のイスラム教徒)は、北部および政府の支配する南部地域において自分たちが二流の市民として扱われ、政府の仕事および契約において差別されたと述べている。たとえば、エネルギー鉱山省の雇用願書は、国籍、信条および種族を強調している。NCP に関係するイスラム教徒は、政府雇用において優先されている。

ユダヤ人地域社会は依然として小規模であり、この年の間に反ユダヤ人暴力の報告はなかった。しかし、政府官僚は、この年の間に反ユダヤ的な意見を述べた。たとえば、9 月、Ali Ahmed Kart 外務相は、アフリカ連合軍を国連の傘下で Darfur に派遣する構想は、「Darfur を占領し、その天然資源を搾取しようとするユダヤ植民地主義者の常套手段であ

る」と述べた。

詳細な検討については、2006 年版の国際宗教の自由報告参照。

d. 国内移動、国外旅行、海外への移民、帰国の自由

暫定憲法および法律はこれらの権利を規定しているが、政府は実際にはこれらを制限した。

紛争地域以外の市民の移動は一般的に妨げられなかった。しかし、外国人は、ときとして、Khartoum 外への国内旅行について政府の許可(それを得ることは難しく、ときには拒絶された)を必要とした。外国人は、この国に入った後に警察に登録し、1つの場所から他の場所に移動するために許可をとり、新しい場所に到着する都度3日以内に登録しなければならない。Southern Sudan の政府は南部において外国人の移動を制限しなかったが、外国人は入国後に登録することを要求された。

9月27日、政府はスーダンを訪問したすべての米国市民の移動を Khartoum の Republican Palace から 25 マイル以内に制限した。この国に配属された米国外交官であって外交官リストに氏名の掲載されている者および国連の旅行書類を携行する米国市民は、正式にこの制限から免除された。政府は、11月30日にこの制限を撤廃した。

外国 NGO の要員は入国ビザおよび Darfur での労働または旅行許可を取得できたが、遅延と制限が続いているという多数の報告があった(第 1.g.節参照)。政府は、一般的に、人道主義者のビザを 48 時間以内に発行するという政策を実施したが、一定の国の国民は NGO で働くためのビザの取得において困難を経験した。

政府と Eastern Front (東部戦線)により調印された 10月14日の和平協定に先立ち、Rashaida Free Lions、Beja Congress および JEM から構成される反乱グループ、Eastern Front の支持者と構成員は、この国の東部における移動および国外移動の制限強化に直面した。

政府は、個人、特に反対政党の要人を空港で拘束し、「セキュリティ上の問題」のためにそれらの人々の旅行を制限した。たとえば、8月20日、政府は、Darfur で働いている国内 NGO の指導者の海外会議出席のための出国を阻止し、彼のパスポートを没収した。

政府は、市民にこの国を出るときに出国ビザの取得を要求した。しかし出国ビザの発行は形式のみであり、一般的に市民の旅行を制限するために使用されなかった。

女性は、夫または男性保護者の許可なしに国外旅行できなかった。しかし、この禁止は南部では適用されず、また、NCP の党員には厳しく施行されなかった。

法律は国外追放を禁止しており、政府はそれを行わなかった。野党指導者は、カイロ、アスマラおよびその他の場所で自ら課した国外追放状態でこの年を過ごした。

国内で移住させられた人々 (IDP)

500 万に達する人々が南北内戦のために移住させられたという推定がある。国連の推定によると、少なくとも 200 万人が Darfur における戦闘により移住させられ、そのほかに 234,000 人がチャドに逃亡した。5月5日の DPA 調印にも関わらず、この戦闘のすべての当事者により続行された Darfur における攻撃および暴力の結果として数千の新しい難民が生まれ、一部の既存 IDP は 2 回目、3 回目の移住を強いられた。たとえば、国連の推定によると、戦闘拡大と不安のために IDP の人数は 7 月から 9 月にかけて約 125,000 人増加した。11月23日の国連の報告によると、South Darfur における新たな戦闘の結果として Seleah、Muhajeria、Motowred、Ngabo の地域から 10,000 人から 16,000 人の国内難民が発生した。出身地に戻った Darfur の IDP はほとんどなく、一部の村への小規模の自発的帰還があったのみである。餓えと内戦のために避難した南部および西部の人々を主とする数万人が依然として Khartoum 付近の無断居住スラムで生活している。

政府は、IDP に援助も保護もほとんど与えなかった。Darfur において、地元の警察は一部の IDP 収容所付近に検問所を設置したが、治安確保にはほとんど取り組まなかった。南部

においては、Southern Sudan 政府の機関、South Sudan 救済・社会復帰委員会が帰郷 IDP に保護と援助を提供した。

人々をその出身地に強制的に戻そうとする政府の試み、強姦、殴打を含む IDP に対する多数の虐待が報告された(第 1.g.節参照)。信頼すべき報告によると、政府は、Darfur において外国人、特に著名な外国人と会話した IDP に嫌がらせを加えて、その話の内容を知ろうとした。

政府は、ときとして、安全のためと称して、IDP 収容所への商業その他のための通行を妨げた。

Darfur、特に IDP 収容所周辺における治安の悪さのために IDP の移動の自由が制限されている。町を離れた女性および少女は、性的暴力を受ける恐れがある(第 1.g.節参照)。

政府は、食糧および金銭を約束することにより IDP の帰村を強制または強要した。しかし、援助を受け取るために村に帰った大部分の IDP は、後に IDP 収容所に舞い戻った。

UNHCR の報告によると、南部および Darfur における戦闘のために約 560,000 のスーダン人難民が隣接諸国に居住している。これらのうち約 234,000 人はチャドに、220,000 人はウガンダに住んでいる。残りは、エチオピア、コンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、ケニアに難を逃れている。南部における治安の改善により、戦争により厳しい影響を受けた基本サービスの乏しい出身地に帰還する難民が増加した。この年の間に、多数の難民および強制移住させられた人々がこの国、特に Nuba Mountains 地域に自発的に帰還した。地域の民兵が南部に帰還した難民住民に対し不法な課税を行ったという報告はない。

難民の保護

法律は、難民の地位に関する 1951 年国連条約およびその 1967 年議定書に従って庇護または難民の地位を与えることを規定しているが、政府は難民に保護を与える制度をまだ制定

していない。政府は、実際に、一般的にルフルマンおよび迫害に直面する国への強制送還に対する保護を与えた。しかし、一部の政治的亡命者は彼らの地位の正式決定を受けることなく自国に送還された。5月11日、NISSは、この国に亡命を求めた4人のエチオピア人の国外追放を強行した。これらの4人の亡命者は、エチオピアの反対グループ、Coalition for Unity and Democracy (統一民主連合)の党员であり、エチオピアにおいて反逆罪による訴追および死刑に直面した。入国管理局は国外追放手続きを遅らせようとしたが、NISSはこれらの亡命者がUNHCRまたはスーダン難民委員会により面接される前に処置を進めた。

この年を通じて、Khartoum Northの治安部隊がエチオピア難民を標的として彼らの家を急襲し、彼らを殴打し、彼らに対して催涙ガスを使用した。12月11日の攻撃後、数人のエチオピア難民がKhartoumのUNHCR事務所の前にバリケードを造って立てこもった。年末現在、彼らは立てこもったままである(第1.c.節参照)。

政府は難民の地位または亡命も与えたが、標準決定手続きが存在せず、伝えられるところによると政府係官は難民地位の申請に反応しなかった。

政府は、1951年条約/1967年議定書に基づく難民の資格を持たない個人に対する仮保護を与えたが、この年に関する統計はない。

政府は、難民および亡命希望者に援助においてUNHCRおよびその他の人道主義団体と協力した。

チャド難民は無料小学校教育を受けず、また、1951年条約により要求される市民としての処遇も与えられなかった。難民申請者は難民地位の政府決定を待つ間、身分証明書を得られないので、難民たちは恣意的逮捕、嫌がらせ、殴打を受けやすかった。難民は、滞在期間の長さに関係なく、居住外国人にも市民にもなれなかった。難民は、労働許可を得る資格を持たなかった。

第 3 節 政治的権利の尊重：自らの政府を変更する市民の権利

暫定憲法は自らの政府を平和的に変更する権利を市民に与えているが、CPA は、国政選挙が行われるまでの間の暫定政府を設立した。CPA の下で 2009 年以前に国政選挙が行われなければならない。この年末現在、非常事態は Darfur の 3 州にのみ存在した。

2005 年 7 月に採択され、国民統一政府を設立した暫定憲法は、NCP と SPLM 間の全国にわたる権力の分担を規定している。調印後、暫定憲法に組み込まれた DPA も権力分担およびすべてのレベルにおける Darfur 人の包含を定める規定を含んでいるが、DPA の権力分担規定の大部分は、年末現在、実施されていない。暫定憲法は、大統領の Omar Hassan El-Bashir (NCP)、第 1 副大統領の Salva Kiir Mayardit (SPLM)、副大統領の Ali Osman Taha (NCP) から構成され、政府を率いる 3 人制最高会議を設立した。DPA は、最高会議における第 4 位の構成員、上席大統領補佐官、Minni Minawi を創設した。二院制立法府は、450 人の国民議会および 52 人の評議会から構成される。立法部門および内閣の職は、CPA 指定の公式により割り当てられる。この公式は、NCP に職の 52 パーセント、SPLM に 28 パーセント、Darfur の党を含む北部の反対党に 14 パーセント、南部の反対党に 6 パーセントをそれぞれ確保する。DPA は、国政選挙に先立ち、国民統一政府が国民議会の 12 議席以上を DPA に調印した Darfur 反乱グループにより指名された者に割り当ててることを要求している。

国民統一政府の構成員は 2005 年 9 月に就任した。また、2005 年 10 月、この国の第 1 副大統領 Salva Kiir Mayardit および Southern Sudan 政府の大統領が Southern Sudan 政府の内閣を任命した。同時に、Kiir は、南スーダン 10 州の知事を任命し、南部の各州も CPA において規定されたように比例配分された 48 人からなる立法議会を形成した。すなわち、SPLM：70 パーセント、NCP：15 パーセント、その他の南部の政治勢力：15 パーセント。Southern Sudan の立法議会は、2005 年 10 月に暫定憲法を承認し、Kiir 大統領は 2005 年 12 月にそれに署名した。

DPA は、上席大統領補佐官により率いられ、DPA の実施および Darfur3 州相互間の調整と

協力の推進に当たる暫定 Darfur 地域政権の創設を要求している。DPA は、Darfur 地域が 3 つの別々の州とままとするか、または 3 州全部を管理する単一地域・単一政府となるか決定するために Darfur の恒久的地位に関する国民投票を 2010 年 7 月以前に実施することも要求している。

選挙および政治参加

大統領および議会の最新の選挙は、2000 年に行われた。これらの選挙は、政府の妨害、選挙違反、有権者が登録する機会が不十分であること、不十分な選挙監視を含む重大な不正により特徴づけられた。すべての主要反対政党は、これらの選挙をボイコットした。

法律は政党の存在を許容しているが、政府に反対する武装勢力と連携する政党を禁止している。そして政府は、政治志向と見られる集会の許可を定常的に拒絶・妨害した(第 2.b. 節参照)。治安部隊は、政治的反对者を逮捕・拘留し、ときには、殴打した(第 1.c.節および第 1.d.節参照)。この年の間に、反対党の参加要求は鮮明となり、政府は CPA に正当性を追加するために別の党派の支持を求めた。

政府は、「公益のための選別」と呼ばれるプロセスにおいて忠誠度が疑わしいと思われた軍人および民間人政府職員の即時解雇を続けた。当局は、Darfur 出身または与党を十分に強く支持しない軍の将校を解雇または逮捕した。

大統領は、この国の連邦制度における 26 州の知事および高級職員を任命した。これらの被任命者は、必ずしも州民を代表しなかった。

女性も投票権を持っている。450 議席の国民議会に約 70 人の女性がおり、3 人の州政府閣僚および 1 人の国民統一政府閣僚がいる。Southern Sudan 政府は全政府ポストの 25 パーセントを女性用にあてることに同意したが、実際の任命状況はこの目標に遙かに及ばない。DPA は、政府のすべてのレベルにおける女性の任命を保証する規定も含んでいる。

政府の腐敗および透明性

NGO の透明性インターナショナルは、激しい腐敗の認識を報告した。政府の高級官僚の親戚が政府と取引を行う会社を所有している場合が多い。それにより彼らは政府事業に関するリベートを受け取るのが常である。警察の収賄も問題である。

政府情報の一般市民による利用を規定する法律は存在せず、政府はそのような利用の機会を与えない。

第 4 節 人権侵害疑惑の国際・非政府調査に関する政府の態度

種々の国内人権グループがこの国で活動しているが、彼らは政府の嫌がらせを受けており、人権グループは特に性に基づく暴力について報告した。政府は、一般的に国内人権グループに対して非協力的かつ鈍感であった。大きな国内 NGO として、SOAT および Sudan Development Organization がある。これらを沈黙させようとして、政府は、しばしば、人権グループに虚偽の情報を広めた疑いをかけた。たとえば、Darfur の NGO は、国内職員に対する脅迫および性的暴力の犠牲者を救済する作業者の拘留と逮捕による嫌がらせを受け続けた。政府の治安部隊は、しばしば、虚偽情報流布の嫌疑で刑法に基づいて人道主義者団体の職員を拘留した。

たとえば 7 月 9 日、Khartoum において、3 人の NISS 係官が拷問犠牲者治療社会復帰 Amel センターの所長、Nagib Nagm Eldine を逮捕した。係官は、Eldine を留置場に 8 日間拘留した後、前第 1 副大統領 John Garang の 2005 年 7 月の死亡後の暴動中に逮捕された数百人の略式裁判に関する報告について彼を尋問した。Eldine は、数時間後に釈放された。

9 月 9 日と 10 日の両日、国家治安局は、人権法律家で拷問犠牲者治療社会復帰 Amel センターの調整者の Mohamed Badawi を召喚し、Amel センターに関して尋問した。彼は、両日とも、起訴されずに釈放された。

12月9日、NISSは、NGOがワークショップを開催する適切な許可をHACから得ていないと主張して、South DarfurのNyalaにおけるNGO支援訓練を止めさせた。NISSは、NGOのまとめ役を数日間拘束し、尋問した。

政府は、Darfurにおける事件により生じる高いレベルの国際NGO調査にしばしば抵抗した。政府は、引き続き、ビザの発行遅延、税関における機器および資材の通関遅延、国内旅行許可の拒絶、人道主義者社会に対する嫌がらせにより国際NGOのDarfurにおける活動を困難にした(第1.g.節参照)。

この国における人道主義者の活動を規制する政府のHACは、引き続き、Darfurにおいて活動するNGOの支障を作り続けた。すべてのNGOは、この国で活動するためにHACに登録しなければならない。2005年3月、HACは、NGOの国内職員を雇用する役割を引き受けたが、それがDarfurにおける新しい職員を雇用する際に大幅な遅延をもたらした(第1.g.節参照)。HACはNGOに一貫性なく規則を適用し、それらを事前の通知なくしばしば変更した。2005年8月の大統領令は、国際NGOに登録を要求し、そして申請人に拒絶に対する上訴を許可していない。

3月16日、政府は、NGOが特定のプロジェクトに関する作業を開始する前に政府の承認を求め、かつ、この国において活動するNGOによる外国資金の受領に制限を課する人道主義団体・無償活動法を制定した。多くのNGOは、政府は人権に関するNGOの活動を抑えるために新しい法律を利用していると考えている。

伝えられるところによると反乱グループおよびその他の武装山賊が特にDarfurにおいてNGOの作業員および契約業者を誘拐し、ときとして殺害した。5月8日、South DarfurのNyala付近のKalma収容所のIDPがアフリカ連合のために働くスーダン人通訳をリンチした。IDPは、通訳が政府のためにスパイ行為を行った主張した。6月から8月にかけて、4人の国内人道主義援助作業員が殺害されたほか、5人目が誘拐され、その後に遺体となって発見された。反乱グループによるDarfurにおける人道主義者車列に対する山賊行為および武装強奪は、日常的な出来事である(第1.g.節参照)。

国連は、Darfur における人道主義的状況の調査を継続した。たとえば、国連人権高等弁務官、スーダンにおける人権状況に関する国連特別報告者および UNHCR がこの年の間にこの国を訪問した。UNMIS が人権状況を監視・調査するために監視団を Darfur に展開した。国連特別報告者は、この国における状況について国連に報告を提出した。

2005 年 3 月、国連安全保障理事会は、Darfur を国際刑事裁判所(ICC)の主任検察官に付託した。2005 年 6 月、主任検察官は、紛争に関連する犯罪人の ICC に対する引き渡しを拒絶した政府の協力なしに Darfur の調査を開始した。Darfur に対する ICC の調査は、年末現在進行中である。

22 省庁の人権担当者を含む人権審議会は、人権の振興および保護のための政府の主要な中心である。この審議会は、拘留されている個人の一覧表を国際社会に提出した。

第 5 節 差別、社会的虐待および人身売買

法律は人種、性別または宗教信条に基づく差別を禁止しているが、女性および人種的少数派に対する差別が引き続き行われた。特に女性および子供に対する暴力に関する社会的救済のための仕組みは効果的でなかった。

女性

特に家庭内暴力を禁止している法律は存在しない。配偶者間虐待を含む女性に対する暴力は、日常的であるが、その発生頻度に関する統計はない。苦情を提起する女性は嘸つきまたは虚偽の情報流布の非難、嫌がらせまたは拘留を受けるので多くの女性は正式な苦情を提起しないが、このような虐待は離婚の根拠となった。警察は、通常、家庭内の紛争に介入しなかった。政府は、2005 年 11 月、女性に対する暴力を防止する行動計画を開始した。この計画は、意識向上ポスターおよび「女性に対するいかなる暴力も許さない」マスメディア・キャンペーンを含み、女性警察官の人数を増やし、Darfur における警察官の訓練を

拡張した。南北内戦により難民となった南部の女性は、特に出身地に非公式に戻ったときに、嫌がらせ、強姦および性的虐待を受けやすかった。

Darfur の女性は、虐待と強姦を受けやすかった(第 1.g.節参照)。多くの犠牲者は、「違法妊娠」のために処罰または逮捕される恐れのために家族にも当局にも自分の被害を報告しなかった。地方当局は、しばしば、強姦の犠牲者に対し医療を受ける前に警察に報告を提出するよう要求することにより問題を悪化させた(この要求は 2005 年 10 月の布告より撤回されているにも関わらず)。国連およびいくつかの国際 NGO によると、多数の地方警察は新しい政策を知らず、依然として正式報告を要求した。多くの女性は警察を信用せず、実際に報告を提出した犠牲者はほとんどなかった。

12 月、政府は、女性に対する暴力と闘う国連の「16 日間積極行動キャンペーン」に参加した。

警察は、強姦されたと主張する未婚の妊娠女性を逮捕した。強姦の犠牲者がその犯罪の証拠を提出できない限り、姦通という重罪の嫌で起訴される可能性がある。

法律に基づく強姦の処罰は、むち打ち 100 回から 10 年の刑ないし死刑までいろいろである。配偶者間強姦は取り扱われない。多くの場合、有罪判決は公表されない。しかし、消息筋は、判決は、しばしば、法定最高刑より軽いと見ている(第 5 節参照)。

FGM は、特に北部において依然として広く行われているが、都会地においてますます多くの教育を受けた家族がこの慣行を放棄するのにつれてあまり一般的でなくなってきた。慣習と妥協し、一部の家族は、陰門閉鎖の代わりとして FGM の中で最も軽度の陰核切除を採用した。どの

形式の FGM も違法ではないが、保健法は医師と助産師の陰門閉鎖を禁止している。政府は、FGM を支持せず、それに反対するキャンペーンを積極的に行っている。1 つの国内 NGO が FGM の根絶のために活動している。

売春は違法であるが、この国全体に広まっている。

女性の人身売買が依然として問題である(第 5 節の人身売買参照)。

法律は特に性的嫌がらせを禁止していないが、他人の憤み深さを害する行為として定義される甚だしいわいせつ行為は禁止されている。わいせつ行為に対する刑罰は 1 年以下の刑期とむちうち 40 回である。嫌がらせの発生は伝えられているが、信頼できる統計がない。Darfur その他における警察による性的嫌がらせが頻繁に報告された。

多くの伝統的法律慣行および政府により解釈・適用されるシャリアの規定を含む法律の一部の側面が女性を差別している。イスラム法に従って、イスラム教徒の女性は妨害を受けることなく自分自身の財産を所有・処分する権利を持ち、かつ、自分の両親から相続する権利を持っている。しかし、寡婦は夫の財産の 1/8 を相続する。残りの 7/8 のうち、2/3 は息子に行き、1/3 は娘に行く。法的離婚手続きの開始は、女性より男性にとってはるかに容易である。

イスラム法の下では、非イスラム教徒の女性は結婚により夫の宗教に帰依するので、イスラム教徒の男性はキリスト教徒またはユダヤ人と結婚でき、彼らの子供はイスラム教徒とみなされる。同じことは、イスラム教徒の女性にとって真ではない。イスラム教徒の女性は、非イスラム教徒とは相手が改宗しない限り、結婚できない。この禁止は、一般的に、南部地域と Nuban(その大部分はイスラム教徒である)の間では順守も強制もされなかった。

女性は、夫または男性保護者の許可なしに外国に旅行できない。しかし、この禁止は、NCP 党员には厳しく実施されなかった。出国ビザを取得するためには、子供は父親または父方の叔(伯)父の許可を得なければならない。女性は、自分の子供の出国ビザを申請できない。

女性は一般に就職活動で差別されなかったが、夜 10 時以後に働くことが法的に許されず、理論上女性の雇用機会を制限した。しかしながら、空港警備のような公職を含む多くの女性が夜 10 時以後も働いた。女性は専門的役職に受け入れられた。Khartoum 大学の教授の

半分以上は女性である。

種々の政府機関の命令によると、女性はイスラムの基準に従って被り物を含む慎ましい服装を着用しなければならないが、警察がこのような命令を実行することはほとんどなかった。女性は、しばしば、ズボン姿でまたは被り物なしで公衆の面前に現れた。

多数の女性グループが積極的に活動し、広い範囲の社会的・経済的問題に重点的に取り組んだ。

児童

児童の権利および福祉に対する政府の関与は、一様でなかった。教育は第 8 級まで法的に義務であるが、UNICEF の報告によると学齢の児童の半分のみ小学校に通学した。法律は無料の基礎教育を規定しているが、生徒は授業料未払いのために退学させられた。2005 年 8 月、政府は、授業料未払いによる生徒の退学を禁止する命令を出した。特に東部および南部において州相互間、ときには性別の大きい教育格差が存在する。たとえば、就学率は Khartoum 州では 78 パーセントであるが、この国の東部ではわずか 30 パーセントである。北部では、少年と少女は一般的に同様に教育を受けている(就学率は、それぞれ、50 パーセントと 47 パーセント)。少女は、早婚および収入の限られた多くの家族が娘ではなく息子を学校に行かせることにより影響を受けている。南部の都市地区では、小学校年令児童の就学率は 27 パーセントより低く、また、少女 1 人につき少年 3 人という男女間の基礎教育格差があった。

UNICEF の報告によると、Darfur における学齢 IDP 児童の教育機会は前年より改善された。UNICEF は、遊牧グループの教育の改善も報告した。

この国の種々の地域に住む児童の受ける保健サービスに著しい不平等がある。UNICEF の報告によると、5 才未満の死亡率は 1,000 人あたり 93、体重不足出生率は 31 パーセント、ワクチン接種率は約 50 パーセントである。南部においては、乳児死亡率は 1,000 出生あた

り 150、5 才未満の子供の約 21 パーセントがきびしい栄養失調にかかっている。

多数の児童が、誘拐、奴隷化、強制徴募を含む虐待を受けている(第 1.b.節および第 5 節の人身売買参照)。

少女に対する FGM は農村地域において一般的に行われ、都市においては少ない(第 5 節の女性参照)。

法律は、法定結婚年齢として、少女については 10 才、少年については 15 才または性的成熟を規定している。児童結婚に関する信頼できる統計はない。

児童買収、児童の人身売買、児童の性的虐待は、特に南部において、依然として問題である(第 1.c.節および第 5 節の人身売買参照)。児童が生きるために売春を行ったが、一般的に第三者の関与はなかった。

政府連携民兵と反乱軍の両方とも青年および少年を Darfur において自派民兵に徴募し、かつ、受け入れた(第 1.g.節参照)。

児童労働は、主として非公式部門において依然として問題である(第 6.d.節参照)。南部において、子供、特に少女がしばしば野良で働いている。

政府は、浮浪児のための「矯正収容所」を運用している。警察は、通常の場合、罪を犯した浮浪児をこれらの収容所に送る。収容期間は不定である。収容所における医療および教育は一般的に貧弱であり、基本生活状態はしばしば粗末である。非イスラム教徒を含む収容所のすべての児童はコーランを学習しなければならず、また、非イスラム教徒にイスラム教に改宗するよう圧力が加えられる(第 2.c.節参照)。Darfur の IDP 収容所および Eastern Chad の難民収容所において、反乱グループがしばしば 10 代の男性を徴募した。徴集された新兵は、しばしば最前線の兵役につかされて相当な苦難と虐待を受けた。報告によると、誘拐された児童、浮浪児、難民児童は、アラビア語以外の言語を話すこともイスラム教以

外の宗教を信奉することも阻止された。

人身売買

法律は奴隷および強制労働を禁止しているが、特に人身売買に関する規定は存在せず、この国から、またこの国の中で人身売買が行われたという報告があった。ある報告によると、南部において人種衝突のために女性および児童の誘拐が続いている

ラクダ乗り、家事奴隷労働、性的搾取、その他の種類の強制労働を含む人身売買の程度に関する情報に基づく推定は存在しない。信頼すべき報告によると、政府と関係を持つ部族の指導者がラクダ・レースの騎手または労働者として使用される児童をペルシア湾に輸送した。政府との間で署名した協定はなかったが、UNICEF は、児童ラクダ騎手を帰国させるために政府と協力し、2005 年 5 月以降 16 人の児童が帰国したことを指摘した。政府と NGO の協力により 300 人以上の児童がアラブ首長国連邦およびカタールから故国に送還された。

信頼すべき報告によると、南部において女性および児童の部族間誘拐が続いている。犠牲者は、しばしば、部族の新しい家族となり、大部分の女性は新しい部族の男と結婚した。しかし、一部の犠牲者は、労働または性的目的のために使用された。南部における部族間戦闘の減少につれて、誘拐の件数も減少したように思われる。政府は、誘拐が発生していること、および誘拐の犠牲者がときとして家事奴隷労働および性的搾取を強いられることを認めている。CEAWC およびその 22 合同部族委員会が誘拐事件を調査し、犠牲者の無事帰還を促進するために努力している。CEAWC は、誘拐者に対する訴訟を行わなかった。信頼すべき筋によると、CEAWC の促進した再会の一部は 18 才以上の誘拐被害者の本人の意に反する強制帰還であった。

過去 20 年の間に、LRA は 20,000 人以上のウガンダの子供を誘拐し、ウガンダの北部地区に拉致し、性の奴隷、駄獣、兵士になることを強いた。多数の犠牲者が殺害された。LRA は、南スーダンの町を急襲したときに市民も誘拐した。政府は、ウガンダ軍に LRA を追跡するために南スーダンへの進入を許可した。ウガンダ陸軍の作戦は LRA の人数をかなり減

らしたが、LRA は南部における活動を継続し、児童誘拐犠牲者を放さなかった。このような LRA の攻撃により人道主義者の活動が妨げられた。8 月 26 日、LRA は、Juba におけるウガンダ政府との和平会談中に、停戦協定に調印した。

シャリアおよび非常事態法はすべての形態の性的搾取を禁止し、刑罰は罰金と懲役刑を含んでいる。しかし、この年の間にこれらの法に基づく訴追はなかった。政府の全国児童福祉審議会が入国管理係官と協力してラクダ騎手の誘拐と闘う任務を負っている。

政府は、一部の人身売買犠牲者を援助した。政府は、CEAWC を通じて、犠牲者に衣服、食糧、保護施設、交通手段を提供した。

政府は、全国、州、地方レベルにおいて人身売買防止市民情報・教育キャンペーンを実施した。

身体障害者

法律は身体障害者に対する差別を特に禁止していないが、「国は、特別の必要性を持つ人々に対して憲法において明記されているすべての権利および自由、適切な教育の機会、雇用および社会への全面的参加の享受を保証しなければならない」と規定している。政府は身体障害者を差別しなかったが、公共の建物および交通手段の利用の便宜を義務づけるような身体障害者のための特別立法を行わなかった。信頼すべき筋によると、精神的障害を持つ囚人が 1 日 24 時間、鎖につながれた。法律は、身体障害者について教育の機会均等を要求している。

国民的/人種的/種族的少数派

この国の住民は、種々の言語と方言を持つ 500 以上のアラブ族およびアフリカ族の多数種族混合である。約 1,600 万を数える北部のイスラム教徒が伝統的に政府を支配しているが、一方、内戦を闘っている南部の人種グループ(大部分、伝統的土着宗教の信奉者またはキリスト教徒)も約 600 万人を数える。Darfur における戦闘は、アラブまたは非アラブを自称す

るイスラム教徒間で行われた(第 1.g.節参照)。

北部では、内戦を闘っている南の人種グループ(大部分、伝統的土着宗教の信奉者またはキリスト教徒)のほかに、イスラム教徒が約 820 万を数える。Darfur における戦闘は、アラブまたは非アラブを自称するイスラム教徒間で行われた(第 1.g.節参照)。

イスラム教徒多数派と政府は、北部における社会のほとんどすべての面で人種的少数派を差別し続けた。アラビア語を話さないアラビア語通用地域の市民は、教育、雇用、およびその他の領域で差別を経験している。キリスト教徒の優勢な南部における私人によるアラブ人およびイスラム教徒に対する差別も報告されている。

南部、主として Upper Nile の東部地区における女性および児童の部族間誘拐もときおり報告された(第 5 節の人身売買参照)。誘拐は伝統的な戦争行為の一部であり、その中で勝利者は戦利品として女性と子供を拿捕し、しばしばそれらを自身の種族の中に吸収しようとする。これらの襲撃で拉致された女性を協議・返還する伝統的な方法がある。これらの女性の多くは強姦され、そして帰郷して汚名を着せられるよりも誘拐者と「結婚する」ことを「選んだ」。

Dinka と Nuer 間または Nuer 部族相互間で続いている闘いのような人種グループ間の闘争で死者が生じた。

その他の社会的虐待および差別

同性愛は犯罪であるが、この罪で訴追された人はなかった。同性愛に対する公式の差別はないが、社会的な差別が存在する。

差別行為の鼓舞

政府と政府連携民兵は、部族間暴力を鼓舞するために標準的な宣伝手法を使用して積極的に憎悪と差別を煽り立てた。信頼できる消息筋によると、政府は部族を選び好んで部族を

支援し、一定の部族の民兵を武装させて他の部族に対抗させた。

第 6 節 労働者の権利

a. 結社の権利

法律は、経済的な目的および労働組合結成のための結社の権利を規定しているが、政府は実際にはこの権利を否定した。労働組合法は、政府の労働組合独占を確立した。政府の管理している Sudan Workers Trade Union Federation (SWTUF) (スーダン勤労者労働組合連合)のみ合法的に機能を発揮できる。その他のすべての組合は禁止されている。国際労働機関 (ILO) は、労働組合独占は結社の自由の原則に違反しているとしばしば述べている。国際自由労働組合連合は、亡命活動中の「正当な」スーダン勤労者労働組合連合(禁止前に機能していた全国労働組合センター)の再建を継続した。

法律は、使用者による反組合差別を禁止していない。

b. 団結権および団体交渉権

法律は、団結権も団体交渉権を実行する自主性も労働組合に与えていない。法律は、労働組合の目的、役員の任期、活動範囲、組織の構造および提携を定義している。政府の会計監査官は組合の資金を監視した。それは、公共の資金と考えられるからである。

労働者組織委員会は団結権および団体交渉権を持っているが、実際には政府が運営委員会の支配を通じて賃金および労働条件を設定するプロセスを左右した。政府の代表者、政府の支配する SWTUF、事業者から構成される三者委員会が賃金を設定した。組合集会、苦情の提出、その他の組合活動を規定する労働法の欠如により、これらの形式的権利の価値が大幅に減殺されている。地方労働組合役員はときとして苦情を使用者に提起したが、政府に苦情を提起する役員はほとんどいなかった。信頼すべき報告によると、政府は、専門職組合、労働組合、学生自治会の選挙を操作するために日常的に干渉した(第 1.c.節および

第 2.b.節参照)。

専門労働裁判所が標準的な労働紛争を審理したが、労働省が紛争を強制仲裁に付託する権限を持っている。

ストライキは、政府が許可を与えない限り(それが与えられたことはない)、違法とみなされた。ほとんどの場合、ストライキを試みる従業員は解雇処分を受ける。しかし、労働者は、この年の間にストライキを続行したが、解雇されなかった。

スーダン港に輸出加工地帯があり、通常労働法の適用が免除されている。

c. 強制労働または拘束労働の禁止

法律は、児童労働を含む強制労働も拘束労働も禁止している。しかし、このような慣行が続いているという報告があった(第 5 節および第 6.d.節参照)。

政府は奴隷労働および強制労働の存在の否定を続けたが、CEAWC は誘拐が発生したことを認めた(第 1.b.節および第 5 節参照)。

政府と反乱派の両者とも成人男性および少年の戦闘部隊への徴募を続けた(第 1.g.節および第 5 節参照)。

ILO 専門委員会の報告によると、女性と児童の誘拐、強制労働、性的奴隷が続いている。

d. 児童労働の禁止および最低雇用年令

児童を搾取から保護するよう暫定憲法により要求されているが、政府は効果的にそれを実施せず、児童労働は重大な問題であった。法定最低労働年令は 18 才であるが、この法律は実際には施行されなかった。幼い児童が多数の工場で働き、また、厳しい貧困が非公式経

済および農村の農業経済における広範な児童労働をもたらした。

政府および政府連携民兵が児童を徴募し、また、児童を兵士として受け入れているという報告があった(第 1.g.節および第 5 参照)。児童人身売買が継続し、児童売春が広範囲に及んだ(第 5 節参照)。

児童労働は、南部、特に農業部門に存在する。このような地域における児童労働は、学校の不足、極端な貧困、効果的な法定最低労働年令の欠如のために悪化している。

e. 認容できる労働条件

最低賃金は、月額 48 ドル(12,500 SDD)であるが、これは労働者とその家族にそこその生活水準を与えない。ほとんどの主要都市に現地事務所を持っている労働省が最低賃金を施行する責務を負っている。使用者は一般的に最低賃金を尊重した。最低賃金を与えられなかった労働者は、労働省の地方事務所に苦情を提出できる。地方事務所は、これを受けて調査を行い、適切な措置を講ずることになっている。郵便事業および医療サービスの労働者を含む一部の労働者が基本給を支給されなかったという報告があった。南部において新しい行政府を設置する上での能力の不足および困難性のために、教師を含む公共部門労働者がしばしば長期にわたり支払を受けずに働いた。多くの教師が受け取った唯一の支払は、児童の両親により支払われた非公式授業料であった。

合法的な外国人労働者は、国内労働者と同じ権利を持っている。南部の IDP は一般的に最も賃金の低い職に就き、農業および都会の産業と活動において経済的搾取を受けた。

一般的に守られているこの法律は、金曜日を休日として週間労働時間を 48 時間(8 時間労働日の 6 日)に制限している。超過勤務は週あたり 12 時間と 1 日あたり 4 時間を超えるべきではない。過度の強制超過勤務の禁止はない。

法律は保健基準および安全基準を規定しているが、労働条件は一般的に劣悪であり、労働

省による施行は最小である。職を失わずに危険な作業状況から退去する労働者の権利は承認されていない。

先頭に戻る